第2次
山都町総合計画

2015 － 2024

熊本県山都町

第２次山都町総合計画

2015 - 2024

ごあいさつ

山都町長　工藤 秀一

平成 17 年 2 月の合併以来、10 年の歳月が経過しました。

合併時、「～潤い、文楽、そよ風でつづる　山都町～」をキャッチフレーズとした第 1 次山都町総合計画を策定し、計画に沿って様々な施策を展開してきましたが、この間、急激な人口減少傾向に歯がゆい思いがあります。

一方で、やまトーク（みんなの座談会）等を通じた住民の皆様との対話の中で、当初は戸惑いがみられた自治振興区制度も年々住民の皆様に理解をいただいており、地域における健康づくり体制の構築や自治振興区における独自の取り組みなど、住民参加型の地域づくりが浸透してきています。人口減少の中にあっても地域づくりに盛り上がりが見られ、今回、自治振興区毎に検討いただき出来上がった総合計画の自治振興区版「やまとが輝く 28 の未来図」を見ましても将来の地域づくりの布石になるものと、その成果を感じています。

他方、私たちを取り巻く社会情勢は複雑化且つ多様化しています。少子化・高齢化に伴う集落維持への不安、進学先や働く場所を町外に求める若者の増加、後継者・担い手の不足による経済への影響、町の将来を不安視しての町外への流出など悪循環の流れを食い止めなければなりません。

特に、矢部高校については存続さえ危惧される状況にあり、町としての強力な支援を考えています。

本町には、地勢の成り立ちのところで共通する豊かな自然環境、互いに関連・連携してきたすばらしい歴史や文化があり、そこに息づく精神風土があります。

合併 10 年を契機として、この町に関係のある全ての方々がさらに一体となり、まちづくりを考え、進められることを期待し、また、この町に住む方々が誇りを持ち、希望を持つことによって、本町の光を示し、将来の夢へとつないでいくことが重要であると確信し、向こう 10 年間を見据え、新たな方針を検討してまいりました。

第 2 次山都町総合計画では、本町のまちづくりの考え方として「人づくり」「産業づくり」「環境づくり」「地域づくり」の 4 本柱と行政との連携を踏まえ、5 つのカクゴを今後 10 年間の理念として掲げ、将来像「輝く!!　みんなでつくる『山の都』のものがたり」を合い言葉に、住民の皆さんとともにまちづくりを進めてまいります。

結びに、計画策定に際し、貴重なご意見、ご指導を賜りました山都町総合計画審議会委員をはじめ、住民の皆様、町内諸団体の方々に対し心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

目　次

【 序　文 】

この 10 年を振り返って……2

【 はじめに 】

第１章 総合計画策定にあたって……8
　１．計画策定の目的……8
　２．計画の期間……8
　３．計画の構成……9
　４．計画の位置づけ……9
第２章 山都町の現状と課題……10
　１．時代の潮流……10
　２．まちの特性……12
　３．まちづくりに対する住民意識……17
　４．まちづくりの主要課題……18

【 基本構想 】

第１章 「山の都」を支えるまちづくりの考え方……22
　１．まちづくりを支える４つの柱＋行財政改革の連動……22
　２．「地域」を基本としたまちづくりの展開……23
　３．農林業の維持・強化を基本とした町の振興……23
第２章 「山の都」の将来像……24
第３章 「山の都」の人口目標……25
　１．「山の都」の将来人口推計……25
　２．「山の都」を支える人の減少抑制……26
第４章 「山の都」を支える５つのカクゴ……27
　カクゴ①　「山の都」の未来に光をあてる人づくり……27
　カクゴ②　「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくり……28
　カクゴ③　「山の都」での暮らしを守る環境づくり……28
　カクゴ④　「山の都」の個性が輝く地域づくり……29
　カクゴ⑤　効果的な行財政運営……29

【 基本計画 】

基本計画の見方 34
カクゴ① 「山の都」の未来に光をあてる人づくり 37
　基本方針①　地域で支えあう福祉の実現 38
　基本方針②　充実した教育・学習機会の提供 43
　基本方針③　全ての住民の人権が尊重されるまちづくりの推進 48
　基本方針④　各分野を支える後継者づくり 51
カクゴ② 「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくり 55
　基本方針①　農村集落の機能強化 56
　基本方針②　「山の都」の基幹産業である農林業等の振興 59
　基本方針③　「山の都」の資源を活用した観光まちづくりの推進 64
　基本方針④　にぎわいのある「山の都」の形成 68
カクゴ③ 「山の都」での暮らしを守る環境づくり 73
　基本方針①　防災や安全対策の実現 74
　基本方針②　健康づくり体制及び医療体制の維持、強化 77
　基本方針③　社会基盤整備の促進 80
　基本方針④　豊かな自然環境の保全、活用 84
カクゴ④ 「山の都」の個性が輝く地域づくり 89
　基本方針①　住民主体の地域づくりの推進 90
　基本方針②　定住の促進 93
　基本方針③　「山の都」で育まれた歴史・文化の保全 97
　基本方針④　「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進 100
カクゴ⑤ 効果的な行財政運営 103
　基本方針①　行財政運営の効率化と具体的な財政支出の縮減、事務事業の評価・見直し 104
　基本方針②　人事評価制度の導入、職員の意識変革 106
　基本方針③　行政情報の適正な管理 108
　基本方針④　住民参画、情報公開、広報・広聴の充実 110
資料編 114
　１．計画策定の経過 114
　２．総合計画審議会委員名簿 116
　３．第２次山都町総合計画案について（諮問） 117
　４．第２次山都町総合計画案について（答申） 118

序　文

この 10 年を振り返って

平成 17 年２月 11 日の町村合併後に策定した第１次山都町総合計画（以下、序文において「第１次計画」という。）では、新しく誕生した山都町のあるべき姿に向けて、将来像を『潤い、文楽、そよ風でつづる　山都町』と定め、これを実現するため基本理念として５つの柱（風）を掲げ、各種施策を実施してきました。

第１次計画策定時の人口予測では、16 千人を割り高齢化率も 40%を超えるとし、これに政策目標要因（努力目標）を加え、平成 27 年目標を 17 千人と設定していましたが、現状（平成 26 年 12 月初旬現在）は、15,346 人（熊本県推計人口調査）、高齢化率 41.3%（住民基本台帳）であり、日本全国の過疎地に共通する流れと本町における社会情勢や人口流出の流れがほとんど変わっていません。

１．自ら考え行動する自律の風《住民自治・住民参画社会のまちづくり》

住民自らまちづくりに参加し、主体性を持って取り組むまちづくりを推進します。

これまで培われた地域自治を受け継ぎ、28 の自治振興区の設置をみることができました。自律した地域づくり活動の推進を図る事ができ、近年は、地域独自の取り組みも活発化しています。

また、住民の声を直接聞く場として「やまトーク（みんなの座談会）を自治振興区毎に開催しました。さらに参加者の増を促し広く住民の皆様の声をお聴きしたいところです。

行政部門においては、役場本庁舎の改築に合わせて本庁部分の組織改編を行い、行政機能の充実と行政改革の推進を同時に図りました。

２．むらの自慢を運ぶ風《自然と産業が一体となったまちづくり》

自然環境を活かした農林、商工、観光の振興を図り広域的な交流を促進します。

本町の特徴である有機農業の環境保全型農業を推進しながら、農業生産基盤の整備を進めてきました。また、集落営農への取り組みを推進することで、集落維持や農地維持保全を図ってきました。

若手を中心に、農商工関係者が連携しての独自イベントが立ち上がるなど、農商工連携の気運が高まりつつあり、今後に期待したいところです。

有害鳥獣被害が農林業に深刻なダメージを与えています。個体数削減や里山の維持管理が重要です。

商店街の賑わいについては、市街地活性化施策として、道路舗装や統一した街路灯の設置等、街並みの整備改善、また空き店舗対策も進めていますが、空き店舗の更地化が進み、商店街としての機能が弱体化しています。

清和文楽、そよ風パークといった３施設が「道の駅」として整備され、地域のフットパスコースづくり等の取り組みも始まり、今後の観光資源の発掘と経済の発展につながるものと思われます。

3．自然と環境にやさしい風《自然と共生する美しいまちづくり》

豊かな自然を守り育て、環境に配慮した循環型社会の実現と快適な生活環境を実現します。

浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併浄化槽への移行に継続して取り組んできました。

太陽光発電施設の普及が一気に進みました。再生可能エネルギー活用について、各種規制法と調整のうえ、景観や自然環境への配慮が必要です。

九州中央自動車道の整備促進活動により嘉島～矢部間の完成が想像可能となり将来のまちづくりを具体的に描く事ができるようになりました。

情報格差の解消に向けた高速通信網の設置までには至りませんでした。光ケーブルによる整備を推進する予定です。

4．生涯現役百彩（百歳）の風《人にやさしい生きがいのあるまちづくり》

人権を守る町、健康づくりの町をめざし、お互いが支え合ういきいきとしたまちづくりを推進します。

健康づくり推進委員を自治振興区毎に設置し、健診率向上や生活習慣の改善指導等を図ってきました。

在宅の要援護高齢者等に対する生活支援サービス、介護予防サービス及び家族介護支援サービスの充実を図りました。また、障がい者向けの在宅福祉サービスや各種相談体制の充実を図り、障がい者の社会参加や障がい者との交流活動を促進しました。

国民健康保険蘇陽病院が救急指定を含む「包括医療センターそよう病院」として生まれ変わり、また、ドクターヘリの活用等と併せ医療（救急）体制の充実維持をみました。

保育所については、延長保育など多様なニーズに応える保育サービスの充実を図ってきました。しかしながら、出生数は年々減少していることから、この町で子どもを育てたいと思っていただけるよう、子育て支援を強力に進め、子どもの増加を目指さなければなりません。

山都ふれあいバス（コミュニティバス）運行を町内全域に構築し、児童生徒、高齢者等の交通手段を確保しました。今後の利用者、運賃収入の減少傾向を踏まえた体制づくりが必要です。

全ての住民の人権が尊重されるまちづくりのため、人権啓発に取り組み、人権問題への理解は確実に深まってきています。しかし、いじめやインターネットを悪用した人権侵害が大きな社会問題となっています。人権問題に対する住民の理解と認識をさらに深めるための取り組みを推進します。

5．過去と未来をつなぐ風《人と文化と伝統をはぐくむまちづくり》

地域の伝統・文化を継承し、未来へつなぐひとづくりを推進します。

文化祭等を初めとした文化振興については、各種の作品の展示、コンサート等を計画的に開催実施しました。

文化的景観の選定、途絶えつつあった神楽の復活や、文楽合宿の実施等、本町の文化伝統に接し、維持する機会を増やすことができました。

教育環境の均衡を図るため、学校施設や各種教育設備の充実、施設の改善維持補修など教育環境の向上に取り組みました。

新制矢部高校が、蘇陽高校との統合により発足しましたが、急激な入学者減により、その存続さえ憂慮される事態となっています。

行政や議会、住民をあげた早急な支援体制が必要です。

6．今後に向けて

本町は、古くから自然とともに農耕を中心とした生活を営み、人々が協力しあいながら生活の安定を図るなど、協働の精神を尊ぶ地域社会を築き上げてきました。

この精神を大切にしながら、今計画においては、第１次計画を振り返り、人口減少対策をはじめ残された課題の点検と解決にあたると共に、私たちの暮らしの場であるこの町のまちづくりに向けて、すべての住民、事業所・団体、行政等がさらに協働を深め、誇りと希望を持ち、全町一体となって「山の都」の夢を紡いでいきましょう。

はじめに

第１章　総合計画策定にあたって

１．計画策定の目的

本町では、平成 18（2006）年 1 月に第 1 次山都町総合計画を策定し、「潤い、文楽、そよ風でつづる　山都町」を町の将来像として、行政と住民が一体となるまちづくりに取り組んできました。平成 22（2010）年度には、山都町の将来像の実現に向けた後期 5 年間の主要な施策を見据え、基本計画の見直しを行いました。

しかし、本町を取り巻く社会情勢は刻々と変化し、住民ニーズや地域が抱える課題も多様化しており、これからはこれまで以上に行政と住民が一体となり、地域の実情や特性に応じたまちづくりを行うことが必要となっています。

また、これまで総合計画については、地方自治法第 2 条第 4 項において、地方自治体に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、平成 23 年 5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体の判断に委ねられることとなりました。

そのような中、本町では、平成 26 年 9 月に「山都町総合計画条例」を制定し、基本構想や基本計画の策定等は議会の議決事項となり、町全体の総意により策定される計画として位置づけました。この条例に基づき、今後の本町のまちづくりの長期的な展望を示し、住民、関係団体及び行政が一体となって目指す将来像の羅針盤となる「第 2 次山都町総合計画」を策定します。

２．計画の期間

基本構想の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間とします。

基本計画は、前期、後期で構成し、前期計画を平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間、後期計画を平成 32 年度から平成 36 年度の 5 年間とします。

実施計画の期間は、3 年間とし、毎年見直しを行います。

■計画期間

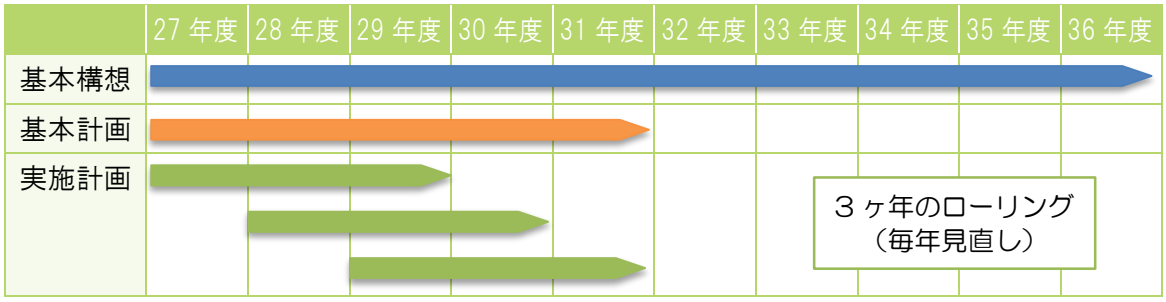

3．計画の構成

第２次山都町総合計画は、「基本構想」「基本計画」の２編で構成しています。

「基本構想」では、本町の現状と特性等を踏まえた上で、町の基本理念、将来像及び基本目標を示します。

「基本計画」では、「基本構想」で示した基本方針に基づき、計画の期間内に重点的に取り組む主要な施策について数値目標等を掲げながらまとめ、計画期間を前期５年間、後期５年間とし、中間年度で見直します。

また、「基本計画」で示した施策について財源的な裏づけをもって具体化した事業計画を「実施計画」としてまとめます。この実施計画は３年間を計画期間とし、予算との整合を図りながら毎年改定（ローリング）します。

さらに、新たな取り組みとして、自治振興区毎の「地域ビジョン」を定め、本計画の別冊とします。本計画がまちづくりの方向性の全体像を示すのに対して、「地域ビジョン」は、地域の実情に合わせた住民の行動指針として具体的な取り組みを示すものであり、両者が一体となったまちづくりの展開を図ります。

4．計画の位置づけ

本計画は、「第１次山都町総合計画」の後続計画であり、その成果や課題を踏まえた上で、計画の内容へ反映します。

総合計画に位置づけた各取り組みの実行に向けては、分野ごとに取り組み内容を具体化した個別計画（アクションプラン）を定め、連携を図ります。

■計画の位置づけ

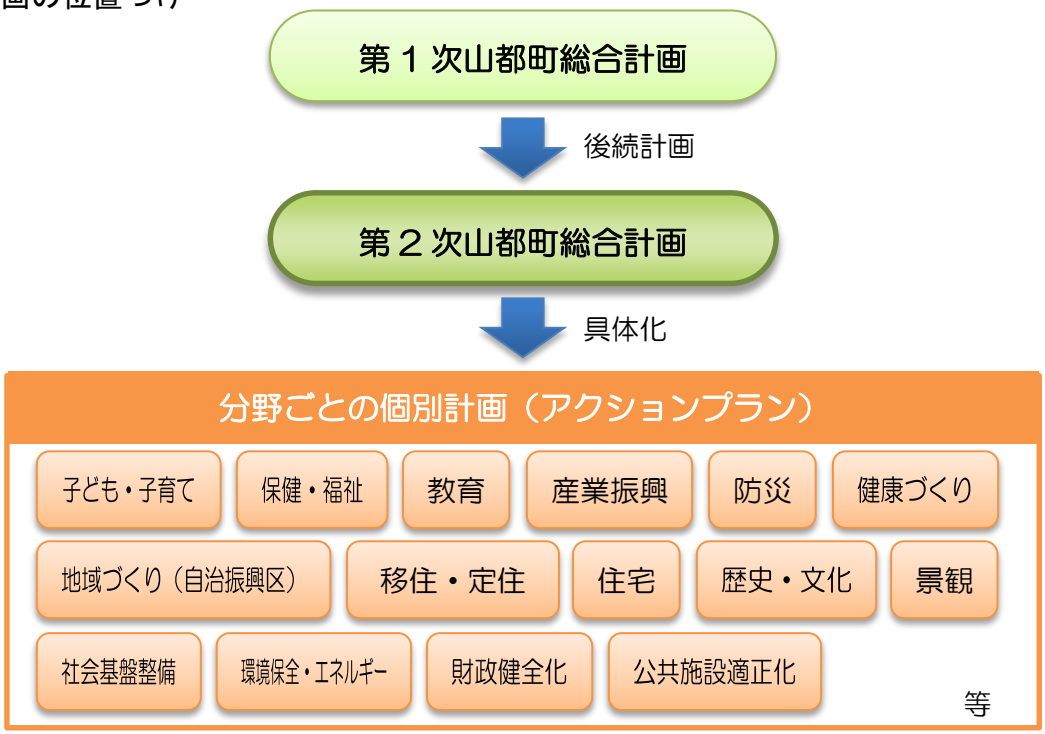

第２章　山都町の現状と課題

１．時代の潮流

（１）人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、平成 16（2004）年に人口増加のピークを迎え、人口減少社会に突入しています。高齢化率が年々上昇している一方で、年少人口（15 歳未満）は年々減少しており、少子高齢化が今後も進行していくと予想されています。

日本創成会議・人口減少問題検討分科会の推計によると、20～39 歳の女性人口が 50%以上減少した場合、合計特殊出生率が現状のままであれば人口減少が続き、全国の市区町村の半分にあたる 896 自治体が消滅可能性のある都市として想定し、こうした地域は、最終的には消滅する可能性があるとされています。

本町もその一つに数えられ、このままの勢いで人口減少が続けば、学校の廃(休)校、人格形成の場の喪失、消費や住宅建設等の需要縮小、労働力不足による農林業や地場産業の低迷及び技術伝承の途絶、税収減少による公共サービスの質の低下など様々な分野に重大な影響をおよぼします。

（２）地方創生の機運の高まり

日本においては、人口急減・超高齢化という課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成 26（2014）年９月に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法案」及び「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連２法案が可決、成立しました。

「まち・ひと・しごと創生法案」では、「①まち：国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」「②ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」「③しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することとしており、「地方」が自ら考え、責任を持って取り組むことがより一層求められています。

本町においても、この機会をチャンス（好機）ととらえ、自律したまちの経営に向けた道筋を描き、効率的かつ効果的な行財政運営への転換を図ることが必要です。

（３）地方部の後継者不足

日本の地方部においては、何事においても人員不足が慢性的な課題であり、その地域に根付く産業、伝統芸能、生活文化、景観等の維持が難しくなり、地域の宝が失われている状況が全国各地で見られており、地方部を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本町においても、基幹産業である農林業の従事者の減少や商店街を構成する個人商店の後継者不足、地域づくり人材の高齢化等が顕著であり、今後の担い手の確保による地域活力の維持・向上が求められています。

（４）生き方・暮らし方・働き方の変化

日本においては、生活水準の向上に伴い、人々の価値観が多様化し、「もの」の豊かさだけでなく、「もの・こと」から感動を享受する「心」の豊かさが求められるようになっており、多様な生き方を選択できる社会が形成されてきています。

また、近年の情報通信技術の発達により、都市部でなくても買い物等の様々な生活サービスや仕事に欠かせない情報ネットワークを享受できる環境が構築されており、自らのライフスタイル（生活様式）にあわせて、暮らし方や働き方を柔軟に変化させることができる基盤が整ってきています。

本町においても、Ｉターン者が増えており、多様な生き方・暮らし方・働き方を選択する人の受け皿としての環境整備が求められています。

（５）地域らしさへの評価の高まり

日本では、地域の特性を活かしたものづくりやおもてなしの評価が高まっており、「地域らしさ」は地域経済の再生・活性化の上で非常に重要な視点となっています。

その一方で、地域間競争は激しさを増しており、本町においても地域の強み・弱みを明確にした上で独自の取り組みを展開することにより、地域のアイデンティティ（心のよりどころ）の強化、ブランド化を図ることが必要です。

（６）住民参加機会の拡大

日本には財政基盤が脆弱な自治体が多く存在しており、今後も行政サービスを維持していくためには、住民、事業者・団体、行政等がそれぞれ果たすべき役割を明確にし、協働によるまちづくりを進めていくことが必要となっています。

本町においても、自治振興区単位でのまちづくりの展開が、将来的なまちの維持において重要な位置づけとなっており、住民自らの手で集落を維持していく体制の強化やそれを支える仕組みづくりが求められています。

2．まちの特性

（１）特徴ある地理的特性

本町は、阿蘇カルデラの南外輪山の南麓一帯と九州脊梁山地に属する山岳地帯を町域とします。その面積は、県内の自治体で３番目に広い 544.83 ㎢を誇り、町の位置が九州島のほぼ中央にあたることから「九州のへそ[1]」の町としても知られています。また、本町は有明海へ注ぐ「緑川」と日向灘へ流れる「五ヶ瀬川」の源流域にあたり（それぞれ一級河川）、分水嶺ともなっています。緑川以南は、九州脊梁山地となる山岳地帯となり、八代市（五家荘）や宮崎県椎葉村とも接しています。

本町は、このような地理的特性により、古くから緑川-五ヶ瀬川沿いを経路とする熊本平野から東九州方面へ至る流通・往来の中継点であるほか、九州脊梁山地へ至る玄関口としての役割を果たしてきました。

[1] 商標登録第 2430829 号

（2）豊かな自然環境

本町は、標高約 200m～約 1700mに位置し、準高冷地の気候であることから、都市部にはない魅力的な自然の風景が広がっています。また、町内を流れる河川は、一部で峡谷や瀑布[2]を形成し、古くから景勝地として知られています。特に九州脊梁山地にあたる一部は、九州中央山地国定公園及び九州中央山地森林生物遺伝資源保存林[3]に指定されており、希少性の高いブナやクヌギ等の原生林、国特別天然記念物であるニホンカモシカや国指定天然記念物ゴイシツバメシジミなどの豊かな自然資源が維持されています。

緑川以北においては、その地質が阿蘇カルデラ起源の火砕流堆積物であることから、清らかな水資源を育む源となっており、本町一帯は古くから「米どころ」としてその名を知られています。近年では、町内各所の棚田が「日本の棚田百選」や「国重要文化的景観」等として評価されています。これらには、平野部では見かけられなくなった「田んぼの生き物」が良好に保全されており、豊かな自然環境の広がりと食の安全を象徴しています。

これらの美しい自然環境から、住民や訪れる人々は豊かな生活やこころの豊かさを享受しており、特に東日本大震災以降、本町への移住者が増えています。

[2] 本町には多くの滝が存在しますが、そのうち五老ヶ滝と聖滝について、平成 27 年 3 月 10 日に「肥後領内名勝地　五郎ガ瀧、同 聖リ瀧」として国名勝に指定されました（文部科学省告示第 38 号）。

[3] 国（林野庁）の保護林制度における保護林の種類の 1 つで、「森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する。」として設定された森林帯をいいます。

（3）町を支える農林業

中山間地域の環境や気候を活かした農林業が町の基幹産業となっており、住民の約 40%が第 1 次産業に従事しています。その中でも、多くの女性が農業に従事し地域農業を支えています。また、農業従事者の高齢化が顕著に進んでいることから、就農支援を積極的に進めています。

農業の条件不利地域である本町において、5 年後、10 年後の集落の農地を保全するためには、集落単位で集落機能を維持することが必要と考え、集落が自ら将来像を考える取り組みに対して県や農協など関係機関が一体となって支援し「集落営農」を推進しています。

町では、安心・安全な農産物を生産する環境保全型・地域循環型の農業に先進的に取り組んでいますが、近年、有機農業に関心がある人々の新規就農も増えており、町への定住促進にも寄与しています。

本町の 39,525ha に及ぶ広大な森林では、住宅建材などへの利用を目的に木材の搬出が積極的に行われています。しかし、木材価格が長く低迷する中、林業従事の敬遠による人材不足と林業従事者の高齢化も相まって森林への関心が低くなり、主伐・間伐が遅れ、林齢構成を高くしています。

しかし、近年では、木質バイオマス設備の普及に伴う B 材・C 材[4]の利用が見込まれており、新たな木材需要が期待できます。更に、町内全域に広がる竹資源を活用する取り組みも積極的に行われおり、森林資源の活用が進んでいます。

特産品としては、米・茶・栗・トマト・ブルーベリー、椎茸やタケノコなどが有名です。

[4] 木材を品質（主に曲がりなどの形状）や用途によって分類する際の通称で、基本的に、A 材は製材、B 材は集成材や合板、C 材はチップや木質ボードに用いられます。D 材は搬出されない林地残材などです。

（4）豊富な歴史・文化資源

本町には、地勢上の特徴から南北・東西の流通往来の結節点として豊富な歴史・文化資源が存在します。

平安時代末から南北朝時代にかけては、阿蘇谷・南郷谷を中心に武士団化した阿蘇氏の進出を受け、戦国時代末まで長らくその影響下にあったことから、ゆかりのある神社や城跡等が数多く残されています。また、阿蘇氏の最盛期にあたる16 世紀には、矢部に大宮司の本拠地が置かれ、居館「浜の館」（現矢部高校の敷地）が造営されています。

江戸時代に入ると、町場や農村の整備が進められています。浜町や馬見原町は、熊本と日向延岡を結ぶ日向往還の宿場町として町並みが形成されました。現在も地域における主要な商店街として、その繁栄を今に伝えています。浜町や馬見原町の賑わいを表すものとして八朔祭や火伏地蔵祭があります。町の人々によって“造り物”が製作される都市祭礼の一つです。八朔祭の「大造り物」は特に著名で、平成 24 年に製作された大造り物が国立民族学博物館（大阪府）に常設展示されています。

農村部の整備は、江戸時代後期以降に活発化し、矢部地区では肥後の石工の高い技術力を伝える多くの石橋群が残されています。通潤橋（国指定重要文化財）は、全国の石橋のなかで最大級の石造アーチ水路橋であり、当時の土木技術水準の高さを示すものとして特に重要です。また、その完成によって形成された「通潤用水と白糸台地の棚田景観」は、約 160 年間にわたり伝統的な水利用と地域運営に基づく営農が継続されている特徴的な景観地であることから国の重要文化的景観に選定されています。さらに、平成 26 年 9 月、「通潤用水」は ICID（国際かんがい排水委員会）が登録する「かんがい施設遺産[5]」に決定しました。

農村部では、農村文化の象徴として「清和文楽人形芝居」（県指定重要無形文化財）や、宮崎県高千穂・鞍岡地方の影響を受けた「神楽」が根付き、継承されています。

本町は、これらの歴史・文化を育んだ個性豊かな地域であり、様々な潜在的な力を秘めていると言えます。

[5] かんがい施設遺産は、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、建設から 100 年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設された歴史的･技術的･社会的に価値がある施設を登録･表彰されるために平成 26 年度（2014 年度）から始められたもので、「通潤用水」は、日本国内の他 8 施設と共に、平成 26 年（2014 年）9 月 16 日に登録が決定されたものです。

（5）生活を豊かにする高速道整備

平成 19 年度に着工した九州中央自動車道（嘉島～矢部間）は、平成 30 年度には小池高山インターチェンジ（以下「IC」）から北中島 IC（仮称）が開通する見込みであり、北中島 IC（仮称）から矢部 IC（仮称）間も着実に整備が進められています。矢部 IC の開通後は、熊本都市圏及び九州各地への移動時間が短縮します。

今後、九州中央自動車道の全線が整備されることで、「九州のへそ」としての地の利を活かし、圏域を超えた観光客の回遊性の向上、通勤圏の拡大による移住･定住促進等の効果が見込まれる他、救急医療施設への搬送時間の短縮や大規模災害時の救援ルートとしての役割等も期待されます。

3．まちづくりに対する住民意識

住民アンケートでは、第１次総合計画に位置づけられている、28 の基本施策について重要度、満足度の加重平均値に基づき分析を行った結果、28 の基本施策のうち、９の基本施策の「重要度」が平均より高く、「満足度」が平均より低い「課題性の高い基本施策」として抽出されました。

とくに、産業振興に関する基本施策が多く含まれており、農林業をはじめとして、観光や商業、地場産業の振興を、重点的に推進する必要があるといえます。次いで、自治体の機能充実や住民参画、地域の人材育成について課題性が高く出ています。

■28 の基本施策における
住民の重要度と満足度の相関関係

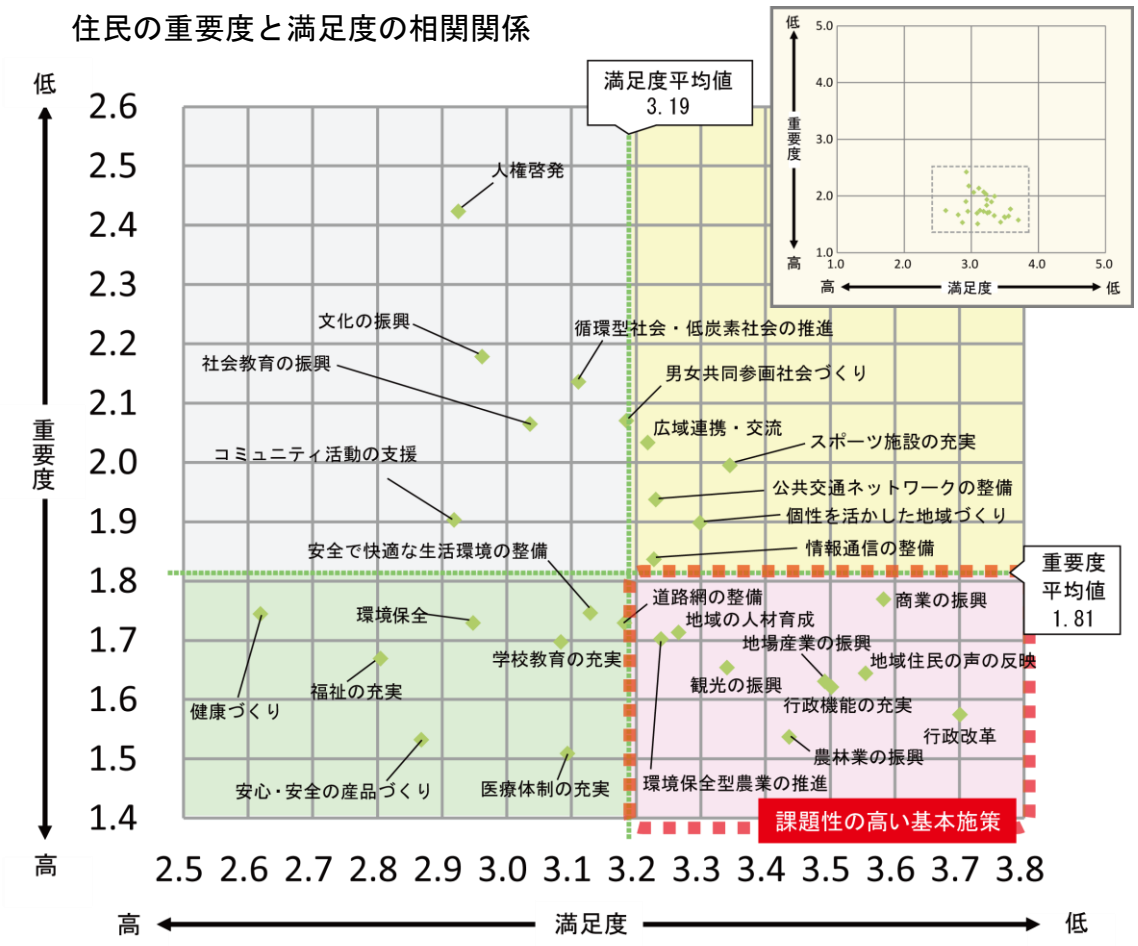

【加重平均の算出方法】

①現在の満足度	②今後の重要度
満足：１点	重要：１点
まあ満足：２点	やや重要：２点
どちらとも言えない：３点	どちらとも言えない：３点
やや不満：４点	あまり重要でない：４点
不満：５点	重要でない：５点

左記の点数に各選択肢の回答数を掛け、それらを合計して、全体の回答数で割り戻して「加重平均値を算出」

4．まちづくりの主要課題

課題①　町を支える人づくり

本町の人口減少率・高齢化率は、県内のなかでも非常に高い状態ですが、そのなかでまちづくりを進めていかなければいけません。

そのような状況で、住民一人ひとりが、地域を支える一員として自覚を持ち、福祉、子育て、教育等あらゆる面で、人と人との共生を念頭に置いて、行政や町内各種団体等と協力できる体制の構築が必要です。

最近では、さらに少子化が進み、年間の出生数が 100 人を切っており、これ以上急激な人口減少とならないよう、町内からの流出人口を抑制するとともに、町外からの流入人口を増やさなければなりません。

そのためには、町内で子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもの健やかな成長を育むことができるよう、様々なことを知り・学ぶ機会を子どもの成長に応じて提供することが望まれます。

保育園から矢部高校までの教育機関と地域が連携し、地域の人材や魅力である農業及び森林の多面的機能を十分に活かして様々な教育・学習機会を提供することで、「地域に誇りを持ち幅広い視野で物事を考えることができる子ども」、「本町の特色を活かす事で本町のみならず日本の中山間地の将来をも担える子ども」の育成につながります。

これらを含めた、日頃から地域との交流･ふれあいの場を通じて、町への愛着を醸成することにより、一旦、町外へ出たとしても、将来は本町へ戻り町を支えてくれるような人材を育成することが重要です。

課題②　住民の生活を支える産業づくり

本町の産業を見てみると、各業種において後継者・担い手が不足しており、特に、町の基幹産業である農林業の担い手の確保は急務となっています。

農林業、建設業や福祉の現場では、町内での雇用機会がある一方で、本町で育った子ども達は、学校卒業後、働く場を求めて町を離れる状況が多く見られており、町内で暮らしながら働くことができる環境整備を図る必要があります。

農林業においては、良質な食資源が豊富にあるにもかかわらず、ブランド化や六次産業化による食資源の高付加価値化が進んでいないため、農林業の担い手の育成・確保とあわせて、食資源を活用した新たなビジネス展開により雇用を創出し、農林業が生業として成立する仕組みづくりが必要です。

観光業においては、本町には毎年約 57 万人の観光客が訪れるにもかかわらず、観光業を地域の産業としてとらえる意識が希薄で、観光による経済効果を活かしきれていない状況です。観光業に携わる事業者をはじめ、全住民が地域への誇り、観光客を迎えるおもてなしの心を持ち、豊富な地域資源を活かした観光メニューの提案や商品開発などを進め、観光産業を確立していかなければなりません。

また、九州中央自動車道の開通を見越し、町の特性を活かした起業者や企業を誘致する環境の整備も必要です。

課題③　住みやすい、住み続けたいと思われる環境づくり

町内には、公共交通や買い物の不便さを指摘する声があり、九州中央自動車道の開通を見据え、交通網の整理を行い、交通弱者に対する支援サービス等を確立していかなければなりません。

また、医療体制に関して不安を感じている人も多く、誰もが健康で安心して暮らしていくには、専門医を含む医師・看護師の確保や広域的な医療連携を行うことで医療機能の維持·充実を図る必要があります。

後継者·担い手が不足しているなかで、田畑や牧野の維持·管理が難しくなりつつあり、さらに、山林所有者の所有意識も低く、山林の適切な管理が行われず、有害獣被害発生の一因ともなっています。

人の営みに自然との共生は欠かせません。その自然環境を後世にわたって維持するためには、住民一人ひとりが環境意識を高め、自然環境の維持·保全に積極的に携わることができる場をつくるとともに、環境活動の普及·啓発に努めることが必要です。

課題④　「山の都」の魅力を活かした地域づくり

本町では「地域でできることは、地域自らの手で」という考えのもと自治振興区ごとの地域づくりを進めていますが、30 歳以下の住民の自治振興区活動への参加率が少なくなっており、担い手の高齢化や担い手不足についても不安視されている状況です。

自治振興区活動への積極的な参加を促し、地域住民の手による地域づくりを維持・強化するとともに、地域固有の伝統·文化の継承、自然景観の保存等、行政と共に町の魅力を高め続けていく必要があります。

また、本町においては NPO 法人等を中心に様々な活動や取り組みが行われていますが、それぞれの団体がどのような活動を行っているのか充分に情報が共有されていません。

町内での様々な活動をつなぎ、団体間での交流・連携を促す仕組みづくりを行うことで、新たな活動の展開や人材の育成を後押しすることが必要です。

課題⑤　将来を見据えた効果的な行財政運営

人口や事業所の減少が進み、税収が減少していく中で、合併特例による地方交付税の削減も相まって、財政支出の効率化が早急に求められています。

これまで以上に、事業規模の見直しやアウトソーシング（外部への業務委託や委譲）の受け皿づくりなど民間事業者との連携を図ることによって、適切な行財政運営を行っていかなければなりません。

町政やまちづくり、各種団体の活動に関する情報発信が期待されていますが、行政からの情報が充分に伝わっていない状況が多分に見受けられます。

今後も、町職員の情報発信に対する意識高揚を図り、各種情報媒体を活用した情報発信を積極的に行い、住民の町政への関心を高める必要があります。

基本構想

第１章　「山の都」を支えるまちづくりの考え方

１．まちづくりを支える４つの柱＋行財政改革の連動

本町は、豊かな自然、その中で育まれてきた歴史・文化、そこに息づく「人の営み」が重なり合うことで形づくられており、「人づくり」「産業づくり」「環境づくり」「地域づくり」の４つの柱が「山の都のまちづくり」を下支えしています。

この４つの柱が双方に連動し、PDCA サイクルを繰り返しながらそれぞれの取り組みを高め、それらの下支えにより魅力的なまちづくりを実現することで、人口の社会減（転入者よりも転出者が多い状態）の抑制を図ります。

また、山都町のまちづくりの根幹を支える行政機能を今後維持していくため、４本柱との連携を図ると共に、財政支出の縮減を第一に効率的かつ効果的な行財政改革をさらに進めます。

これらの４つの柱＋行財政改革においては、本計画で基本的な方針を定めますが、方針に基づく具体的な取り組みについては分野別の個別計画（アクションプラン）を策定し、その中でいつまでにどのような取り組みを実施するのかを明確に定めます。

■「山の都」のまちづくりの柱

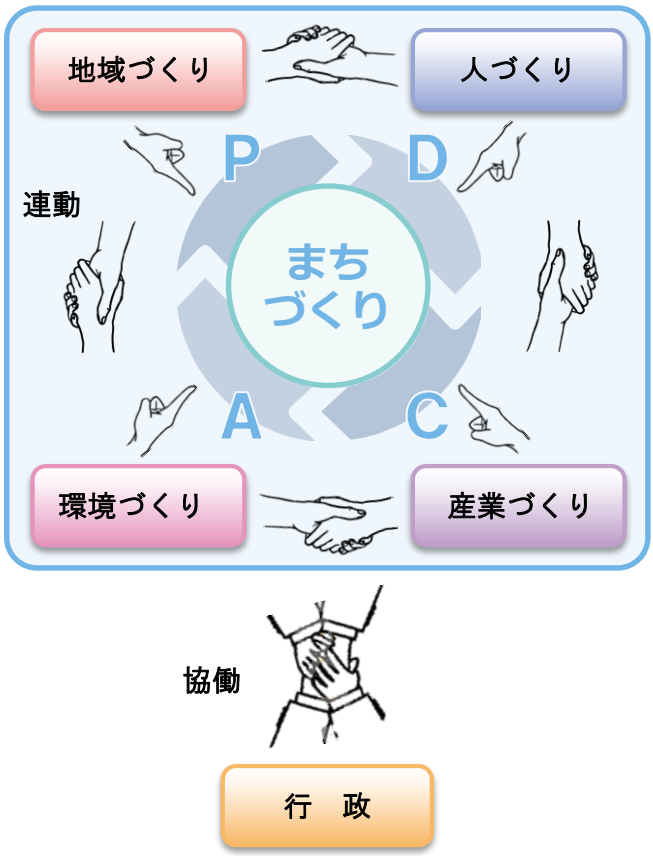

P：Plan（計画）
D：Do（実行）
C：Check（検証・見直し）
A：Action（改善・実行）

2.「地域」を基本としたまちづくりの展開

本町の最大の資源は「人」であり、「地域」で暮らす人が元気になることで、「地域」が元気になり、その積み上げの結果として本町が活性化するという考えに基づき、自治振興区単位を基本とした地域づくりのより一層の展開を図ります。

各自治振興区が、それぞれの地域特性に応じた取り組みを展開することにより、集落としての機能の維持・強化を図ることができるよう支援します。

3. 農林業の維持・強化を基本とした町の振興

本町の基幹産業は農林業であり、農林業を担う農村集落の維持なくして、町の振興はないと考えます。

本計画では農村集落の機能強化を基本にグランドデザイン（長期的な全体構想）を描きます。

第２章　「山の都」の将来像

「山の都」の将来

輝く!!
みんなでつくる『山の都』のものがたり

本町は、肥後の歴史のなかで光彩を放つ存在である阿蘇氏の本拠地として、また、日向往還の主要な交易地として繁栄してきた歴史があります。

また、合併時には、豊かな山々に囲まれた３つの町村がひとつとなることをイメージしてこれからも『山の都』として栄えるようにとの願いを込めて山都町と名付けられました。

今計画では、第１次山都町総合計画における将来像「潤い、文楽、そよ風でつづる　山都町」とその将来像を実現するための基本理念（５つの柱(風)）の要素を取り込み、今後 10 年間、本町の一体感をさらに発展させるため、『山の都』を山都町の代名詞として掲げ、町民一人ひとりが山都町の人・食・技に磨きをかけ、将来に継承することにより、これらを『山の都』のものがたりとして紡ぎあげていくことを目指します。

第３章　「山の都」の人口目標

１．「山の都」の将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成 25（2013）年推計）によると、山都町の人口は今後も減少し続け、基本構想の期間の最終年である平成 36（2024）年には 12,780 人になると予測しています。

ただ、この推計値は平成 22 年の国勢調査に基づき算出されたものであるため、平成 25 年度の実績値（熊本県推計人口調査・平成 22 年国勢調査確定値による人口を基準とし、住民基本台帳等により出生数、死亡数、転入者及び転出者等の数を把握し、加減することにより算出）を基に推計し直すと、人口は 12,595 人となります。本計画では、この値を平成 36（2024）年の新たな人口推計値として設定します。

以上の推計を踏まえ、平成 36（2024）年の町の人口について、13,000 人を下回らない事を目標とします。

過去５年間と同率で社会減・自然減が続くと仮定すると、１年間で 120～130 人の社会減が見込まれます。本計画を推進し、社会減を６割程度おさえることで 10 年後の目標人口の 13,000 人を達成します。

■人口の推移

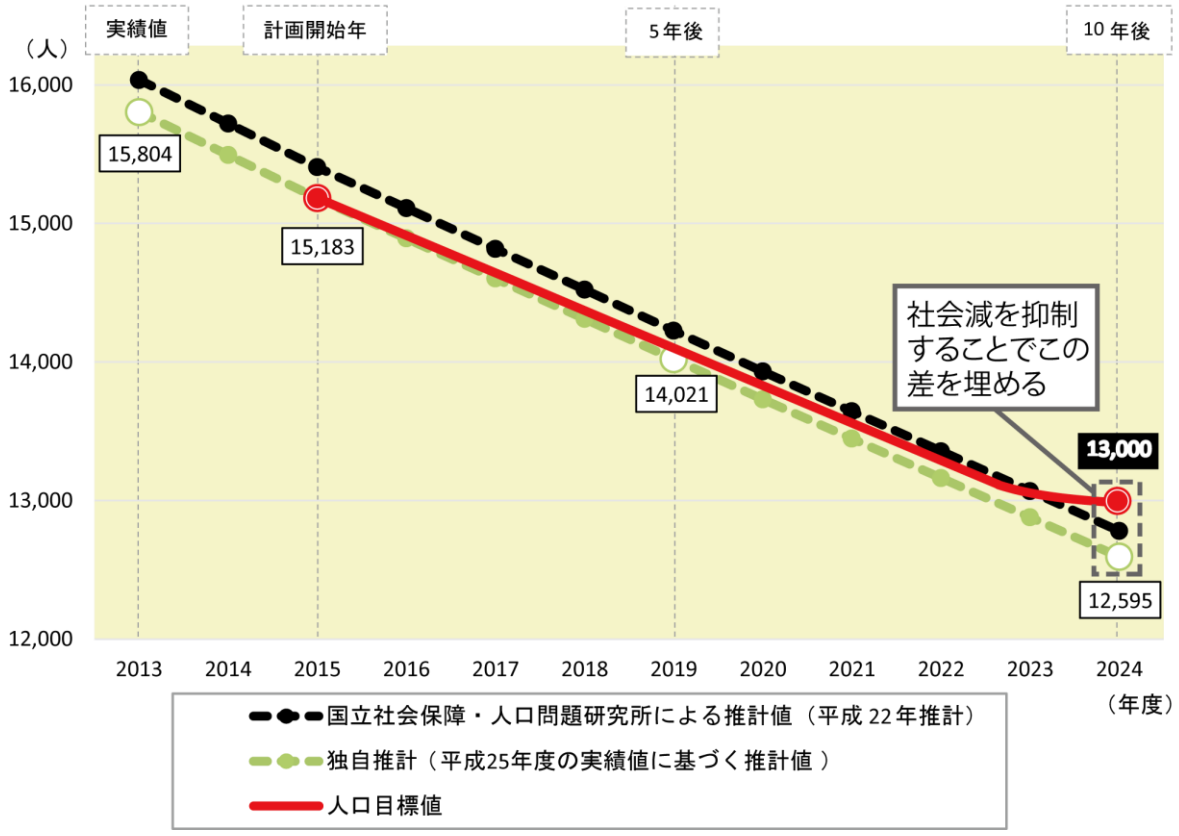

2.「山の都」を支える人の減少抑制

本町では高齢化が進行しており、平成 33 年（2021 年）には高齢化率が 50%を超えると予測されています。高齢化は進行していますが、本町の基幹産業である農林業では高齢の従事者数が非常に多く、高齢者が農林業分野の第一線で活躍しています。そこで、65 歳～74 歳までの人口を「匠（たくみ）生産年齢人口」として定義し、生産年齢人口と同様に生産活動を行う層として位置づけます。

生産年齢人口に匠生産年齢人口を加えたものを「山都町版生産年齢人口」として考えると、山都町版生産年齢人口そのものは人口減少に伴い減少していますが、山都町版生産年齢人口に占める匠生産年齢人口の割合は、高齢化と共に年々高くなっていきます。

そのため、「山の都」の生産年齢人口の中で高い割合を占める匠世代が生きがいを持ち、安心・安全に長く働き続けることができる環境づくりが重要です。

また、子を産み育てる中心世代として 20～39 歳の女性の人口をみると、1 年間に約 20 人程度減少しており、それに伴い年少者人口も年間に 40～60 人程度減少しています。安心して子を産み育てることができる環境づくりを行うことで対象世代の町内からの流出を抑制すると共に、町外からの流入を促すことで後継世代の確保を図ります。

■生産年齢人口別の推移及び割合

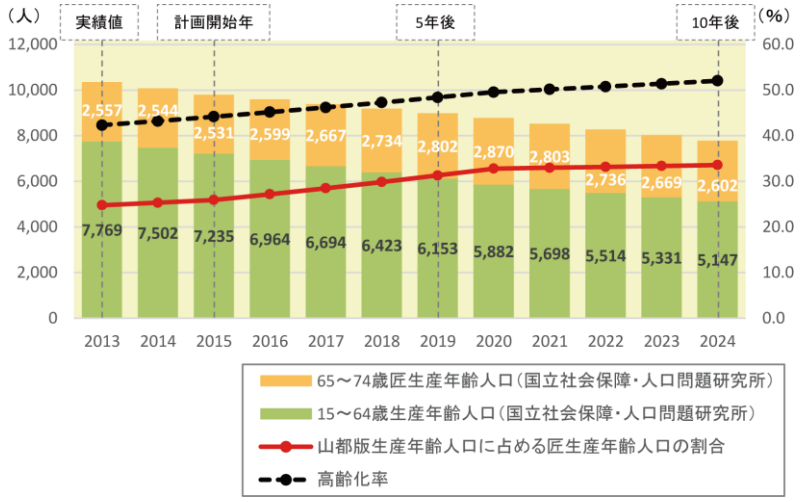

■20～39 歳女性人口及び年少者人口の推移

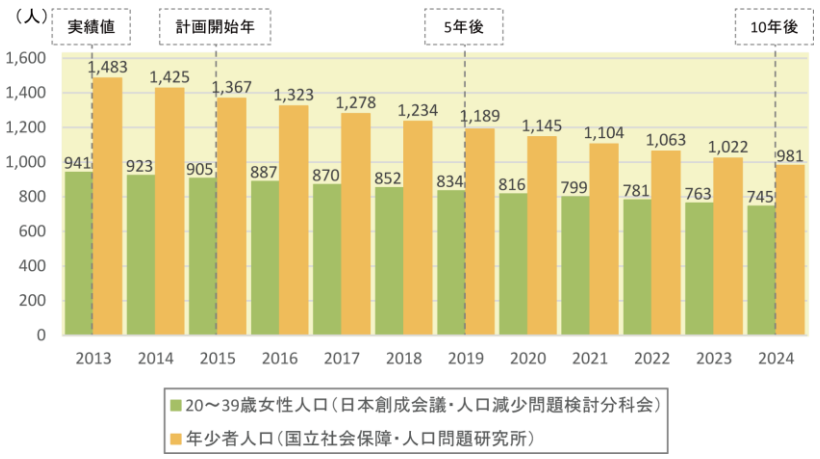

第４章　「山の都」を支える５つのカクゴ

「まちづくりの考え方」（第１章）、「将来像」（第２章）及び「人口目標」（第３章）を基本に、「山の都」で暮らし、働き、活動する人々が「山の都」に対する誇りや愛着、地域に対する思いを持ち、人口減少やそれから派生する様々な地域の課題を皆で解決し乗り越えて行こうという決意を込め、縦糸（行政）と横糸（住民、事業者・団体等）とで編み込まれた山都町全体の総意による「カクゴ」で、様々な取り組みの先の未来を同じように夢見て、豊かな「山の都」の風土を後世に受け継いでいくために、次の５つの基本目標を「カクゴ」の志をもって取り組みます。そして、この志を「山の都」のアイデンティティとして町内外に発信します。

カクゴ①　「山の都」の未来に光をあてる人づくり

住民一人ひとりがまちづくりの一員としてイキイキと活躍し、安心して暮らし続けることができるまちづくりを行うとともに、本町の未来を担う子どもたちが郷土への愛着と誇りを持ち、町に長く住み続けたいと感じられるような人材の育成を行います。

特に、子育て環境、教育環境の維持・強化に重点的に取り組み、地域や教育機関、各種団体が連携した子どもたちへの充実した教育・学習機会の提供や町全体で子どもたちの健全な育成を支援することにより、「山の都」の未来に光をあてる人づくりの実現を目指します。

＜基本方針＞

- **地域で支えあう福祉の実現**
- **充実した教育･学習機会の提供**
- **全ての住民の人権が尊重されるまちづくりの推進**
- **各分野を支える後継者づくり**

カクゴ②　「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくり

働く場としての基盤整備により、人々が集い活気あふれるまちの創出を行うとともに、各産業分野の将来を担う人材育成や、地域の資源を活かした新たな産業育成を図り、「山の都」に息づいた産業の継承・強化を行います。

特に、基幹産業である農林業の維持・強化に重点的に取り組み、本町の農林資源を活かしたブランド化や六次産業化等を推進することで、農林業の経営の安定化や町内の雇用の受け皿を確保し、「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくりの実現を目指します。

＜基本方針＞
- **農村集落の機能強化**
- **「山の都」の基幹産業である農林業等の振興**
- **「山の都」の資源を活用した観光まちづくりの推進**
- **にぎわいのある「山の都」の形成**

カクゴ③　「山の都」での暮らしを守る環境づくり

生活において必要な安心・安全で快適な環境づくりや社会基盤整備、医療機能の確保を行い、町内外の人々から選ばれる「まち」としての機能強化を行います。

特に、九州中央自動車道の開通を見据えた、住む場及び働く場としての環境整備に重点的に取り組み、移住定住希望者に対する、豊かな自然環境を活かした情報の発信及び受け入れ体制の強化を図ることにより、「山の都」での暮らしを守る環境づくりの実現を目指します。

＜基本方針＞
- **防災や安全対策の実現**
- **健康づくり体制及び医療体制の維持、強化**
- **社会基盤整備の促進**
- **豊かな自然環境の保全、活用**

カクゴ④　「山の都」の個性が輝く地域づくり

地域が抱える課題や現状は地域によって異なるため、「地域でできることは、地域自らの手で」という考えに基づき、地域の独自性を活かしたまちづくりを行います。

特に、自治振興区による住民主体の地域づくりの推進に重点的に取り組み、住民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域に根付いた歴史・文化への理解を深めることにより、「山の都」の個性が輝く地域づくりの実現を目指します。

＜基本方針＞
- **住民主体の地域づくりの推進**
- **定住の促進**
- **「山の都」で育まれた歴史･文化の保全**
- **「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進**

カクゴ⑤　効果的な行財政運営

効率的かつ効果的な行財政運営を行うとともに、町民をはじめ、町内で活動する各種事業者や団体との協働のまちづくりの展開を強化し、質の高い住民サービスの維持・継続を図ります。

特に、財政の健全化に重点的に取り組み、町内の民間活力の活用やアウトソーシング等、民間事業者との連携や広域連携等にあらゆる方策を検討することにより、財政支出の縮減を目指します。

＜基本方針＞
- **行財政運営の効率化と具体的な財政支出の縮減、事務事業の評価･見直し**
- **人事評価制度の導入、職員の意識変革**
- **行政情報の適正な管理**
- **住民参画、情報公開、広報･広聴の充実**

■施策体系図

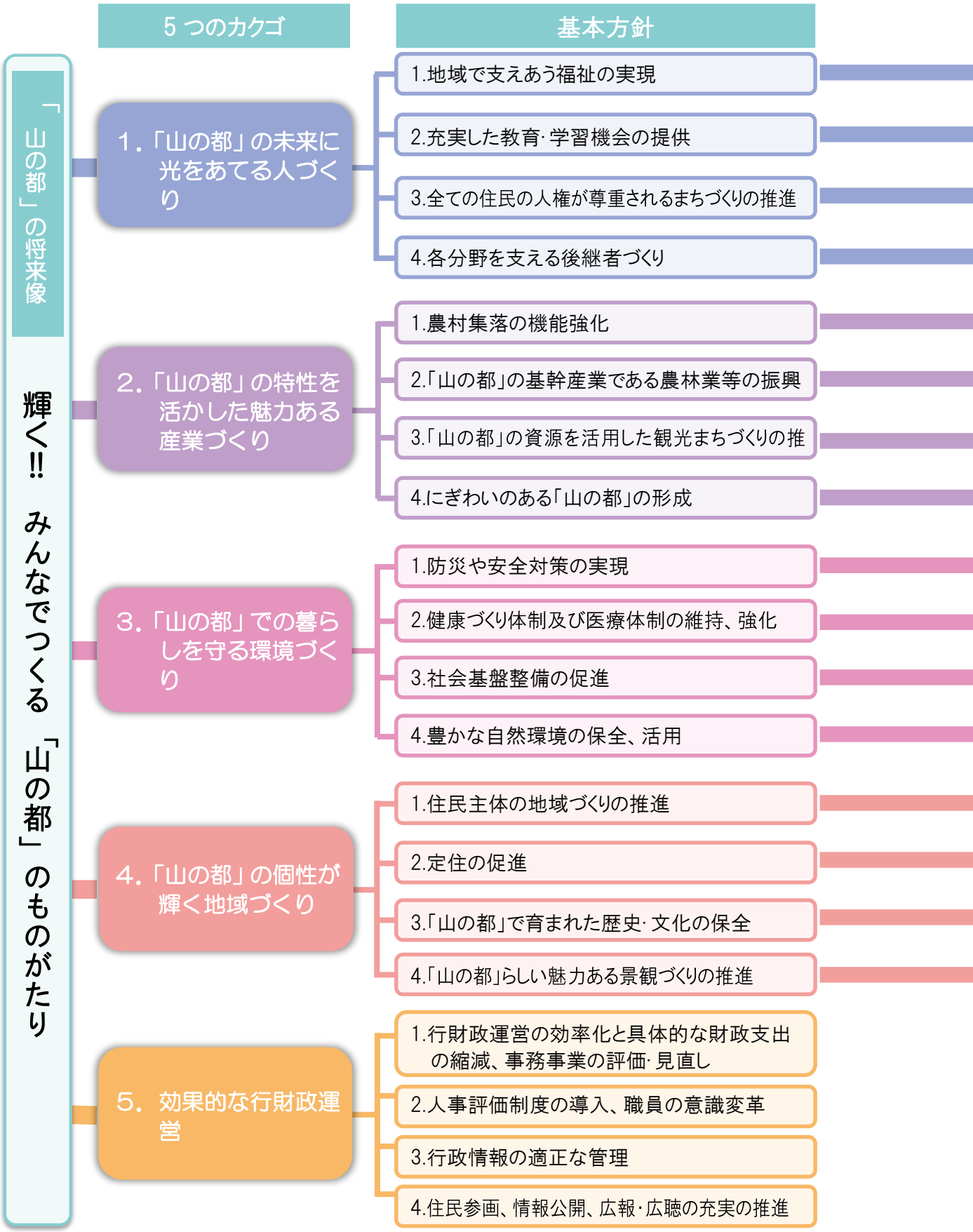
「山の都」の将来像
輝く!! みんなでつくる「山の都」のものがたり
5 つのカクゴ
基本方針
1.「山の都」の未来に光をあてる人づくり
1.地域で支えあう福祉の実現
2.充実した教育･学習機会の提供
3.全ての住民の人権が尊重されるまちづくりの推進
4.各分野を支える後継者づくり
2.「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくり
1.農村集落の機能強化
2.「山の都」の基幹産業である農林業等の振興
3.「山の都」の資源を活用した観光まちづくりの推
4.にぎわいのある「山の都」の形成
3.「山の都」での暮らしを守る環境づくり
1.防災や安全対策の実現
2.健康づくり体制及び医療体制の維持、強化
3.社会基盤整備の促進
4.豊かな自然環境の保全、活用
4.「山の都」の個性が輝く地域づくり
1.住民主体の地域づくりの推進
2.定住の促進
3.「山の都」で育まれた歴史･文化の保全
4.「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進
5. 効果的な行財政運営
1.行財政運営の効率化と具体的な財政支出の縮減、事務事業の評価･見直し
2.人事評価制度の導入、職員の意識変革
3.行政情報の適正な管理
4.住民参画、情報公開、広報･広聴の充実の推進

基本施策

(1)子育て環境の整備、充実、発信　(2)高齢者･障がい者福祉の充実
(3)青少年の健全育成　(4)体力づくり･スポーツ振興

(1)山都町民としての誇りの醸成　(2)学校教育環境の向上
(3)生涯学習の機会提供　(4)食育･地産地消の充実

(1)人権教育･啓発の機会提供　(2)男女共同参画の実現

(1)産業を支える人材の確保　(2)環境を支える人材の確保
(3)地域を支える人材の確保

(1)農村集落の維持　(2)農林業を中心とした経済循環の推進

(1)農林業等の基盤強化　(2)有害鳥獣対策　(3)森林資源を活かした産業振興
(4)農林産物を活かした地域ブランド化･6 次産業化の推進

(1)観光の受入体制の強化　(2)観光メニューづくりの推進　(3)観光施設の維持、強化

(1)九州中央自動車道の整備に伴うまちづくり　(2)商店街のにぎわいづくり
(3)起業支援、企業誘致

(1)消防･防災･危機管理対応の強化　(2)防犯･交通安全･消費者保護対応の強化

(1)健康づくり体制の強化　(2)医療機能の維持　(3)医師及び看護師の確保

(1)道路網･高速情報通信網･水道等の社会生活基盤整備　(2)公共交通の確保･維持
(3)ユニバーサルデザインの推進

(1)自然環境及び生活環境の保全　(2)地球温暖化対策、循環型社会形成
(3)自然エネルギーの活用

(1)自治振興区による地域づくりの推進　(2)地域づくり･まちづくり団体等の育成

(1)住環境整備　(2)空き家対策　(3)定住支援の仕組みづくり

(1)身の回りに溢れる地域資源(文化財等含む)の再認識と活用　(2)地域文化の維持･伝承
(3)芸術文化の振興

(1)自然･風土と調和した景観づくりの推進

基本計画

基本計画の見方

基本計画は、「５つのカクゴ」に基づき章立てを行って整理しており、基本方針ごとに「（１）現況・課題」「（２）指標」「（３）基本施策」「（４）役割分担」を掲載しています。記載内容の見方は下図にまとめています。

■ページの解説図

各基本方針の取り組みの方向性を記載しています。

各基本方針を取り巻く現状と課題を記載しています。

各基本方針の進捗状況を数値で表す目標指標を記載しています。

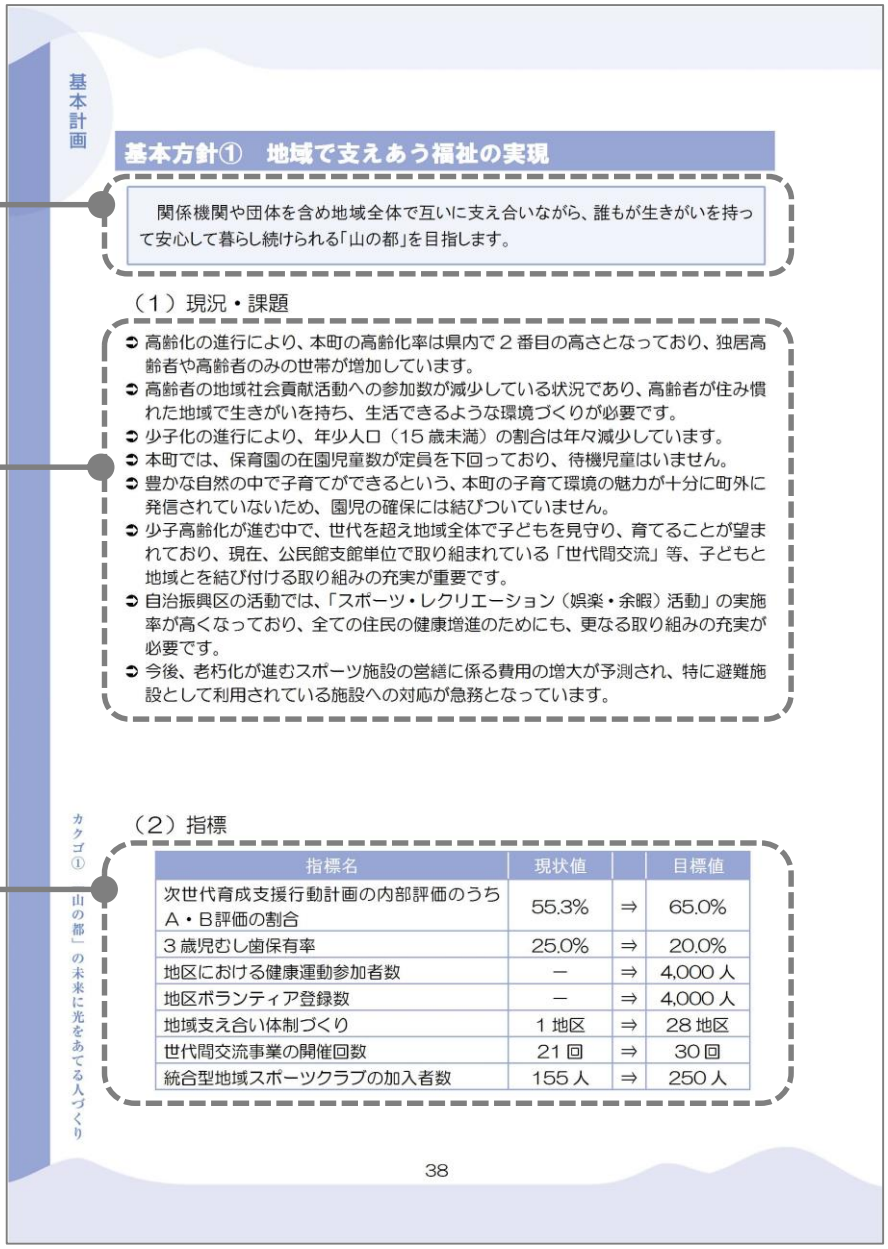

（3）基本施策

基本施策１　子育て環境の整備、充実、発信

- 子育て世代が安心して、子どもを産み、育て、健やかな成長を創造できるよう、地域で子育て世代を支援・応援できる環境を整備します。
- 山都町地域子育て支援拠点事業を見直し、関係機関や関係団体を含めた子育て支援の在り方･協力体制を構築します。
- 子どもの成長を見守る町内の連携体制を強化し、必要なときに相談･対応できる担当人員や専門人員等を確保します。
- 本町における子育て環境の魅力的な部分「自然あふれる中での子育て」「地元産食材を用いた給食」「待機児童がいない町」等について、町外へ積極的に発信します。

■主要事業

主要事業名	概要
母子保健事業（妊婦･乳幼児健診）	妊婦健診、乳幼児健診、１歳６ヵ月健診、３歳児健診の実施
出産祝い金給付事業	出産祝い金の支給を拡充
医療費助成事業	子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成を拡充
保育所運営及び支援事業	公立保育所の運営、へき地保育所の運営委託、及び私立保育園の運営支援の実施

基本施策ごとに、施策の内容を記載しています（基本施策の数に応じ、複数ページにわたり掲載しています）。

各基本施策の主要事業を記載しています。

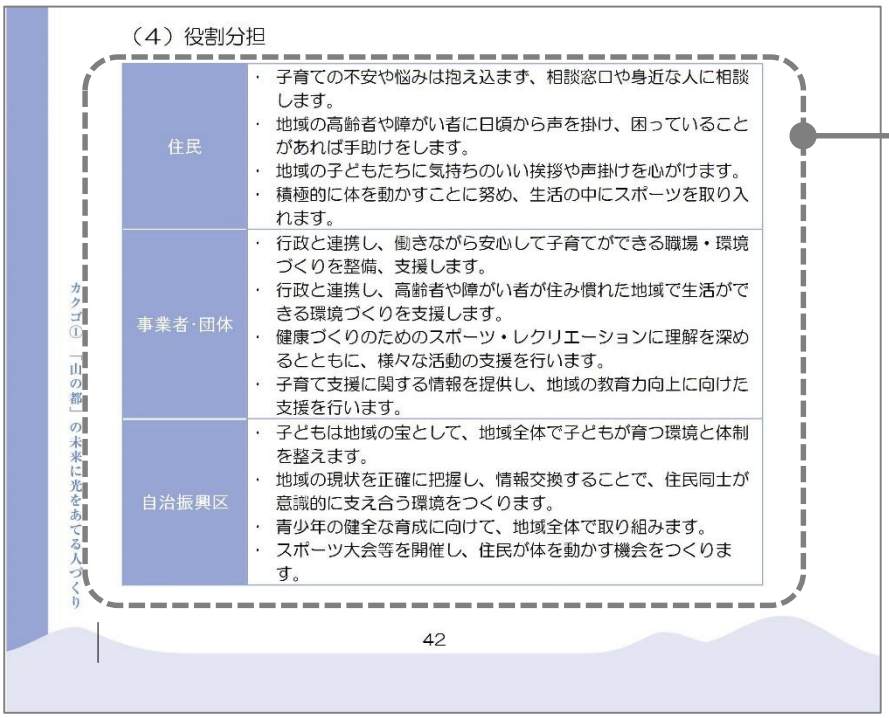

（4）役割分担

住民	・子育ての不安や悩みは抱え込まず、相談窓口や身近な人に相談します。 ・地域の高齢者や障がい者に日頃から声を掛け、困っていることがあれば手助けをします。 ・地域の子どもたちに気持ちのいい挨拶や声掛けを心がけます。 ・積極的に体を動かすことに努め、生活の中にスポーツを取り入れます。
事業者･団体	・行政と連携し、働きながら安心して子育てができる職場・環境づくりを整備、支援します。 ・行政と連携し、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活ができる環境づくりを支援します。 ・健康づくりのためのスポーツ・レクリエーションに理解を深めるとともに、様々な活動の支援を行います。 ・子育て支援に関する情報を提供し、地域の教育力向上に向けた支援を行います。
自治振興区	・子どもは地域の宝として、地域全体で子どもが育つ環境と体制を整えます。 ・地域の現状を正確に把握し、情報交換することで、住民同士が意識的に支え合う環境をつくります。 ・青少年の健全な育成に向けて、地域全体で取り組みます。 ・スポーツ大会等を開催し、住民が体を動かす機会をつくります。

基本方針ごとの役割分担（「住民一人ひとり」が取り組むこと、「事業者･団体」が取り組むこと、「自治振興区」で取り組むこと）について記載しています。

カクゴ①

「山の都」の未来に光をあてる人づくり

基本方針	基本施策
基本方針① 地域で支え合う福祉の実現	（1）子育て環境の整備、充実、発信
	（2）高齢者・障がい者福祉の充実
	（3）青少年の健全育成
	（4）体力づくり・スポーツ振興
基本方針② 充実した教育･学習機会の提供	（1）山都町民としての誇りの醸成
	（2）学校教育環境の向上
	（3）生涯学習の機会提供
	（4）食育･地産地消の充実
基本方針③ 全ての住民の人権が尊重されるまちづくりの推進	（1）人権教育･啓発の機会提供
	（2）男女共同参画の実現
基本方針④ 各分野を支える後継者づくり	（1）産業を支える人材の確保
	（2）環境を支える人材の確保
	（3）地域を支える人材の確保

基本方針①　地域で支えあう福祉の実現

関係機関や団体を含め地域全体で互いに支え合いながら、誰もが生きがいを持って安心して暮らし続けられる「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 高齢化の進行により、本町の高齢化率は県内で２番目の高さとなっており、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。
- 高齢者の地域社会貢献活動への参加数が減少している状況であり、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、生活できるような環境づくりが必要です。
- 少子化の進行により、年少人口（15 歳未満）の割合は年々減少しています。
- 本町では、保育園の在園児童数が定員を下回っており、待機児童はいません。
- 豊かな自然の中で子育てができるという、本町の子育て環境の魅力が十分に町外に発信されていないため、園児の確保には結びついていません。
- 少子高齢化が進む中で、世代を超え地域全体で子どもを見守り、育てることが望まれており、現在、公民館支館単位で取り組まれている「世代間交流」等、子どもと地域とを結び付ける取り組みの充実が重要です。
- 自治振興区の活動では、「スポーツ・レクリエーション（娯楽・余暇）活動」の実施率が高くなっており、全ての住民の健康増進のためにも、更なる取り組みの充実が必要です。
- 今後、老朽化が進むスポーツ施設の営繕に係る費用の増大が予測され、特に避難施設として利用されている施設への対応が急務となっています。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
次世代育成支援行動計画の内部評価のうちＡ・Ｂ評価の割合	55.3%	⇒	65.0%
３歳児むし歯保有率	25.0%	⇒	20.0%
地区における健康運動参加者数	－	⇒	4,000 人
地区ボランティア登録数	－	⇒	4,000 人
地域支え合い体制づくり	１地区	⇒	28 地区
世代間交流事業の開催回数	21 回	⇒	30 回
統合型地域スポーツクラブの加入者数	155 人	⇒	250 人

（3）基本施策

基本施策１　子育て環境の整備、充実、発信

- 子育て世代が安心して、子どもを産み、育て、健やかな成長を創造できるよう、地域で子育て世代を支援・応援できる環境を整備します。
- 山都町地域子育て支援拠点事業を見直し、関係機関や関係団体を含めた子育て支援の在り方･協力体制を構築します。
- 子どもの成長を見守る町内の連携体制を強化し、必要なときに相談･対応できる担当人員や専門人員等を確保します。
- 本町における子育て環境の魅力的な部分「自然あふれる中での子育て」「地元産食材を用いた給食」「待機児童がいない町」等について、町外へ積極的に発信します。

■主要事業

主要事業名	概要
母子保健事業（妊婦･乳幼児健診）	妊婦健診、乳幼児健診、１歳６ヵ月健診、３歳児健診の実施
出産祝い金給付事業	出産祝い金の支給を拡充
医療費助成事業	子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成を拡充
保育所運営及び支援事業	公立保育所の運営、へき地保育所の運営委託、及び私立保育園の運営支援の実施

基本施策２　高齢者・障がい者福祉の充実

- 高齢者や障がい者が安心して暮らせるように、地域で支え合い、見守る環境を整備します。
- 高齢者や障がい者の活躍の場をつくり、地域の人との交流を深めながら地域づくりに貢献する機会を確保します。
- 社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ団体等との連携を図り、誰もが地域の中で生活できる協力体制を確立します。

■主要事業

主要事業名	概要
自治振興区を単位とした地域支え合い体制づくり事業	地域の主体的な取り組みによる健康運動教室や地区サポーターバンク運営等、地域における支え合い体制づくりの支援の実施
認知症高齢者等支援事業	認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの作成、地区認知症出前講座、認知症初期集中支援チームの設置、徘徊 SOS ネットワークの構築等の実施
地域生活支援事業	相談支援事業及び地域活動支援センター事業の実施
障害者自立支援事業	自立支援医療費（更生医療、育成医療）、住宅改造助成、自立支援給付、重度心身障害者医療費助成、通所給付等の実施

基本施策３　青少年の健全育成

- 青少年健全育成町民会議と連携しながら、家庭・学校・地域・行政が一体となって青少年の健全な育成に関する多様な取り組みを実施します。

■主要事業

主要事業名	概要
青少年健全育成支援事業	子育て講演会（保･小･中連携）、生活体験談･意見等の青少年発表大会の実施に係る費用等の助成

基本施策４　体力づくり・スポーツ振興

- ラジオ体操の効果を踏まえ、基礎運動としての普及を図ります。
- 8020 運動の取り組みを強力に推進します。
- 行政、町スポーツ推進委員、町体育協会等の関係団体との連携を図ると共に総合型地域スポーツクラブへの加入を促進し、全ての町民がスポーツに親しみ、人も町も元気になれる明るく健康的なまちづくりを推進します。
- スポーツ環境の整備･充実を図ります。
- スポーツ優秀選手の育成や種目の競技力の向上･発展を図ります。
- 町民の要望に応え、気軽に親しみやすく利用できる施設の環境整備を行います。

■主要事業

主要事業名	概要
各種スポーツ振興事業	スポーツ推進委員の活動支援や町内各種スポーツ大会、体育協会、対外競技出場者、総合型地域スポーツクラブ等の支援の実施
スポーツ施設整備事業	総合体育館や陸上競技場、グラウンドゴルフ場等の整備

（4）役割分担

住民	・ 子育ての不安や悩みは抱え込まず、相談窓口や身近な人に相談します。 ・ 地域の高齢者や障がい者に日頃から声を掛け、困っていることがあれば手助けをします。 ・ 地域の子どもたちに気持ちのいい挨拶や声掛けを心がけます。 ・ 積極的に体を動かすことに努め、生活の中にスポーツを取り入れます。
事業者･団体	・ 行政と連携し、働きながら安心して子育てができる職場・環境づくりを整備、支援します。 ・ 行政と連携し、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活ができる環境づくりを支援します。 ・ 健康づくりのためのスポーツ・レクリエーションに理解を深めるとともに、様々な活動の支援を行います。 ・ 子育て支援に関する情報を提供し、地域の教育力向上に向けた支援を行います。
自治振興区	・ 子どもは地域の宝として、地域全体で子どもが育つ環境と体制を整えます。 ・ 地域の現状を正確に把握し、情報交換することで、住民同士が意識的に支え合う環境をつくります。 ・ 青少年の健全な育成に向けて、地域全体で取り組みます。 ・ スポーツ大会等を開催し、住民が体を動かす機会をつくります。

基本方針②　充実した教育・学習機会の提供

保育園から高校まであらゆる教育機関が連携しながら、様々な教育･学習活動に体系づけて取り組み、全町的に教育･学習環境が充実した「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 小中学校及び矢部高校の生徒数は、10 年前（平成 17 年）の３分の１程度に減少しており、少子化の進行に伴い、今後は複式学級の増加や学校の統合も予測されます。
- 「山都町に住み続けたい」や「一旦は町外に出るが山都町に戻りたい」と考える中・高生が多い一方で、進学や就職に対する不安を抱えている子ども達も多く存在します。
- 小学校・中学校・高校が連携して幼少期の頃から基礎学力が身につく環境づくりを行い、子ども達の学力向上に努めなければなりません。
- スクールバスの利用拡大等に伴い、「道草」の経験が失われつつあり、子ども達が自ら地域を知る機会が減少しているため、世代を超えた交流と学びの場を設ける必要があります。
- メディア（テレビやスマートフォン等の映像媒体）やゲーム機等と接する機会の増加に伴い、本を読む機会が減少しています。
- 子ども達の将来の糧となるよう、幼少期の頃から本を読む習慣を身につけさせることが必要であり、小中学校においては、学年に適した本の提供や学校図書司書の配置等、図書教育の推進を図ることが大切です。
- 地域の魅力や特色を活かした「食育」や「本とのふれあい」の他、「ICT 教育」など新しい教育にも積極的に取り組むことが求められています。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
町内中学校生徒の矢部高校への進学率	49.2%	⇒	65.0%
町立図書館の蔵書冊数	91,498 冊	⇒	96,000 冊
町立図書館の貸出冊数	52,545 冊	⇒	78,000 冊
移動図書「わくわく号」の利用者数	1,973 人	⇒	3,500 人
給食の食材費に占める町産食材費の割合	9.3%	⇒	15.0%

（3）基本施策

基本施策１　山都町民としての誇りの醸成

- 豊富な資源を持つ「山の都」の魅力を子どもはもとより大人が享受できる環境をつくり、「『山の都』に暮らせてよかった」「『山の都』にずっと居たい」「一旦町外へ出たとしても、『山の都』に帰ってきたい」「『山の都』の役に立ちたい」と思える子どもの育成や郷土に誇りをもつ住民意識の醸成を図ります。
- 地域の歴史や文化を学び、次の世代への伝承や地域外へ宣伝できる人材を育成します。

■主要事業

主要事業名	概要
地域文化伝承学習事業	総合学習の時間での地域文化財等資源の学習における地域の人材の活用及び、地元農産品生産者による学校での出前授業の実施

z

基本施策２　学校教育環境の向上

- 「知･徳･体」のバランスを踏まえ、将来の糧となる学力向上を図ります。
- 子どもたちにとってよりよい教育環境の確保及び特色のある教育を明確にします。
- 国際社会に対応できる広い視野と感性を持つ青少年を育成します。
- 矢部高校で教育を受けられる環境が、「山の都」の経済的･人的損失の防止につながり、「山の都」の将来に、極めて重要な役割を果たしている事を認識し、その存続のため、あらゆる策を講じて、特色･魅力ある高校づくりを支援します。
- 農業や森林の多面的機能を身近に体験することができる場が豊富にある「山の都」で、その多面的機能を深く習得する事ができる教育環境づくりを支援します。

■主要事業

主要事業名	概要
基礎学力保障事業	小学校･中学校と連携した取り組みの実施
特別支援教育支援事業	児童･生徒が生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援の実施
教育環境整備事業	学校教育施設や備品及び教材の充実の推進
英語教育推進事業	ALT（外国語指導助手）を活用した英語教育の実施
小中学校保護者負担軽減補助事業	小中学校の保護者の負担を軽減するための教材費の助成の実施
矢部高校教育振興支援事業	就学促進、地域連携、部活動等の矢部高等学校教育振興会の活動の支援の実施
矢部高校進学者支援事業	矢部高校入学者･進学者等の保護者に対する支援の実施
矢部高校活性化支援事業	矢部高校の特色･魅力等を外部へ発信し、入学者の増加につなげるための支援の実施
学力向上・強化事業	包括協定締結大学の支援や外部専門家等の招へいによる学習塾の設置及び町外･遠距離通学者のための寮の設置

基本施策３　生涯学習の機会提供

- 日常的にあらゆる世代間の交流を図り、多様な視点でお互いに学び合うことができる機会を確保します。
- 図書館、公民館等と連携し、誰もが生涯にわたり学ぶことができる環境の整備・拡充を図ります。
- 青少年世代のみならず全ての世代に対し、移動図書の活用により「本」と触れ合う機会と場を提供し読書環境の充実を図ります。

■主要事業

主要事業名	概要
世代間交流支援事業	公民館支館において実施される世代間交流事業に係る費用の助成
公民館活動事業	各学級･いきいき大学等に係る費用の助成、地区館･支館･分館等との連携の推進
地区集会所新･改築補助事業	地区集会所（公民館（支館･分館））の新築･改築に係る費用の助成
図書館管理事業	図書館の運営及び管理、図書等の購入
移動図書運営事業	移動図書わくわく号の運営

基本施策４　食育・地産地消の充実

- 教育、福祉分野が連携し、保育園や学校において、食育や子どもの生活習慣病予防対策を実施します。
- 給食の食材に対する地元産食材の割合を可能な限り引き上げ、子どもの町産食材に対する意識の定着を図ります。

■主要事業

主要事業名	概要
食育推進事業	保育園・小中学校における食育指導の実施
地元産食材活用事業	地元生産者と栄養教諭･調理師との連携に基づく給食への地元産食材の積極的な取り入れの実施

（4）役割分担

住民	・ 子どもの教育に関心を持って、学校行事に積極的に参加します。 ・ 「山の都」の魅力を子どもたちに伝えます。 ・ 家庭学習の時間を子どもと共有し、学ぶ喜びを子どもと一緒に分かち合います。 ・ どの年代においても積極的な学習活動に取り組みます。 ・ 読書等の趣味を楽しむことで、メディアと接触しない時間を積極的に設けます。 ・ 町産食材への関心を高め、大人と子どもとが一緒になり食育に取り組みます。
事業者･団体	・ 地域や学校と連携し、子どもたちが地域の歴史や文化を学ぶことを支援します。 ・ 子どもたちが広い視野を持つことができるよう、様々な体験をする機会をつくります。 ・ 学校と連携し、特色・魅力ある矢部高校づくりを支援します。 ・ 行政や地域との連携を強化し、住民の学習活動を支援します。 ・ 行政や学校と連携し、全ての世代が「本」と触れ合う機会や場づくりを支援します。 ・ 地域の食文化や町産食材を使用した「食」を地域の資源として活用します。
自治振興区	・ 山都町に誇りを持ち、ふるさとを大切に思う心を育みます。 ・ 子どもたちが広い視野を持つことができるよう、様々な体験をする機会をつくります。 ・ 学校と連携し、特色・魅力ある高校づくりを支援します。 ・ 幅広い年代が集い、交流する機会を積極的に設けます。 ・ 地域の「食」を再認識し、継承する機会をつくります。

基本方針③　全ての住民の人権が尊重されるまちづくりの推進

継続的に人権教育･啓発に取り組み、あらゆる偏見、差別をなくし、全ての住民の人権が尊重される「山の都」づくりを目指します。

（１）現況・課題

- 住民一人ひとりが、同和問題や人権問題を身近な問題と捉え、問題を解決・解消できるよう、人権教育・啓発活動を継続していくことが重要です。
- 懇話会を中心に男女共同参画社会の普及・啓発を行っており、各種委員会等への女性登用の機会が少しずつ増えています。
- 今後も、男女がお互いを尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を充分に発揮できる社会づくりを推進する必要があります。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
町内事業所における人権学習の開催回数	３回	⇒	５回
自治振興区の役員における女性の割合	10.6%	⇒	16.0%

（3）基本施策

基本施策１　人権教育・啓発の機会提供

- 思いやりの気持ちを持ち、自分自身の問題として捉え、主体的な行動につなぐ事ができる子どもを育成します。
- あらゆる世代に、人権学習の機会を提供します。
- 「山の都」の各種団体･企業･学校等に対して、人権学習の機会を提供すると共に、人権尊重に関する啓発を図ります。

■主要事業

主要事業名	概要
人権学習事業	人権に関する講演会、人権啓発作文発表の実施

基本施策２　男女共同参画の実現

- 性別に関係なく互いを尊重し、それぞれの個性と能力が十分に発揮することができるまちの実現を図ります。
- 女性の積極的な社会参画の推進を図ります。

■主要事業

主要事業名	概要
男女共同参画計画事業	男女共同参画懇話会の開催

（4）役割分担

住民	・ 人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日頃から個性や多様性を認め合い、お互いを尊重し合えるようにします。 ・ 人権学習等に積極的に参加します。 ・ 家庭や職場で根強く残る固定的な性別役割分担意識を男女平等の視点から見直します。 ・ 男女共同参画社会推進に関するセミナー等に積極的に参加します。
事業者･団体	・ 行政や地域と連携し、人権について学ぶ場の提供を支援します。 ・ 性別に関係なく、イキイキと働き、活動できる環境づくりを行います。
自治振興区	・ 地域ぐるみで、差別や偏見をなくし、誰もが地域の一員として参画できる地域づくりを行います。 ・ 地域社会の中で男女共同参画の意識を高めます。

基本方針④　各分野を支える後継者づくり

産業、環境、地域を支える人材が各分野の担い手として、また各活動の中心として、いきいきと活躍できる「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 町外への人口の流出により、「山の都」の基幹産業である農林業をはじめとする産業全体を支える人材だけでなく、医療や健康づくり、防災など、安心・安全な生活を支える人材も不足しています。
- 自治振興区での活動や地域活動への住民参画において住民間での負担の偏り・集中がみられるため、地域活動を担う人材の掘り起しと住民全体で地域づくりを進めて行く機運づくりを推進することが必要です。
- 担い手の高齢化や人材不足により、各地域の歴史・文化の継承が困難になっている状況が見られます。
- 「山の都」に定着できるよう「山の都」での生活基盤や経営基盤を整備・強化することにより、「山の都」の産業や生活を支える人材の定着化を図ることが重要です。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
転入者と転出者の数の差	126 人	⇒	85 人

（3）基本施策

基本施策１　産業を支える人材の確保

※具体的な取り組み内容はカクゴ②の基本施策内（P55～71）に記載

- 農林業等の担い手を確保します。
- 観光の受け皿となる組織体制及び事業者・団体を育成します。
- 商店街の後継者を確保します。

基本施策２　環境を支える人材の確保

※具体的な取り組み内容はカクゴ③の基本施策内（P73～87）に記載

- 自主防災組織の体制づくり･体制維持を担う人材を確保します。
- 健康づくりの普及・啓発に関わる人材を確保します。
- 地域医療に携わる医師･看護師を確保します。
- 環境保全活動を支える人材を確保します。

基本施策３　地域を支える人材の確保

※具体的な取り組み内容はカクゴ④（P89～101）の基本施策内に記載

- 自治振興区の活動の中心的役割を担う人材を確保します。
- 各地域の歴史や伝統芸能等を伝承する人材を確保します。
- 地域の歴史・風土に応じた景観づくりに取り組む人材を確保します。

カクゴ②

「山の都」の特性を活かした魅力ある産業づくり

基本方針	基本施策
基本方針① 農村集落の機能強化	（１）農村集落の維持
	（２）農林業を中心とした経済循環の推進
基本方針② 「山の都」の基幹産業である農林業等の振興	（１）農林業等の基盤強化
	（２）有害鳥獣対策
	（３）森林資源を活かした産業振興
	（４）農林産物を活かした地域ブランド化・６次産業化の推進
基本方針③ 「山の都」の資源を活用した観光まちづくりの推進	（１）観光の受入体制の強化
	（２）観光メニューづくりの推進
	（３）観光施設の維持、強化
基本方針④ にぎわいのある「山の都」の形成	（１）九州中央自動車道の整備に伴うまちづくり
	（２）商店街のにぎわいづくり
	（３）起業支援、企業誘致

基本方針①　農村集落の機能強化

農村集落の将来を担う人材育成や働く場としての仕組みづくりを行い、今後も農村集落を維持できる「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 農村集落は、多くの兼業農家や高齢農（林）業者に支えられていますが、今後さらに高齢化が進むことが予測されており、農林業の後継者・担い手の確保は急務となっています。
- 高齢農（林）業者の引退等による農家戸数の減少により、農業生産額や林業産出額は、年々減少傾向にあります。
- U・I・J ターン者による新規就農者数が増えていますが、就農に対する理想と現実の差が大きく、定着率は高くありません。
- 新規就農者が、農業を継続する環境として、農地の確保に加え、居住支援、雇用環境の整備等が必要です。
- 限られた人材のなかで農業生産基盤を維持・保全していくために、農地の集約化や集落営農の推進を図ることが必要です。
- 営農体制の強化や営農指導の徹底により、農家の農業技術の向上や安定的な農業経営に結びつけることが、「山の都」の農業政策の重要課題の一つです。
- 木材価格は 30 年前の約 3 分の 1 程度に落ち込み、林業従事者の意欲の低下につながっています。
- 「山の都」の森林面積の約 60%は人工林であり、バイオマス（動植物起源の有機資源）としての活用など新たな展開が期待されています。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
集落営農に取り組む集落における協業組合数	1 集落	⇒	5 集落
人･農地プランにおける農地集積面積	8.5ha	⇒	40.0ha
新規就農者数	年間 10 人	⇒	年間 10 人

（3）基本施策

基本施策１　農村集落の維持

- 新規就農者の雇用や就農資金等、就農支援に係る相談体制の充実を推進します。
- 農林業の後継者や新たな担い手の育成等を図り、農村集落への永住者の確保を支援します。
- 自立し、経営感覚に優れた農林業の経営者を育成します。
- 集落営農、農地の利用集積を推進し、地域の将来を考え、主体的に農地を守る意識を醸成します。

■主要事業

主要事業名	概要
集落営農推進事業	地域の将来像を地域で考え、農地保全、地域の環境保全及び担い手の育成を図る集落営農の推進
農業後継者育成事業	AC 山都（町内農業後継者団体）の活動の支援
耕作放棄地解消事業	耕作放棄地を解消における作物の作付けの推進

基本施策２　農林業を中心とした経済循環の推進

- 「山の都」の農林水産物を活かした関連産業の調整及び育成を図り、事業者・団体や住民の関わり（雇用、消費意識の向上や宣伝（口コミ）等）を増大させることにより、町内における資金の循環を目指します。
- 「山の都」の特性を見出し、その特性を活かした関連産業の調整及び育成を行います。

（4）役割分担

住民	・ 本町の「食」を支え、環境の維持・保全の一翼を担っている農林業従事者に感謝の心を持ちます。 ・ 町内農林産物への関心を高めます。 ・ 農林業政策や農林業技術等の積極的な情報収集を行います。 ・ 自らが所有する農林地の適切な管理を行い、放置しないように努めます。
事業者･団体	・ 行政と連携し、営農・林家指導を強化します。 ・ 行政と連携し、新規就農者の支援を行います。 ・ 行政や関連産業分野と連携し、農林業における経済活動の活性化を図ります。
自治振興区	・ 地域の産業・事業者等を積極的に活用します。 ・ 「結い」の心を持ち、地域で協力することで地域の里山や農地を守ります。

基本方針②　「山の都」の基幹産業である農林業等の振興

広大かつ豊かな農地、森林、河川を活かした農林業を維持するための基盤を強化し、産地･産品のブランド化（他産地等との差別化）や農林水産物を活用した６次産業化を推進する「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 樹齢 50 年以上の樹木が森林の約 85%を占めていますが、健全な森林育成のための作業の重要性を知る人が減少しており、間伐や林道開設への理解が進んでいない状況です。伐期を迎えた森林の積極的な主伐や伐採跡地への植林等による適切な更新による林齢構成の平準化を図る必要があります。
- 建材としての地場産材の使用は少ない状況であり、「山の都」の風土にあった地場産材の魅力を積極的に発信することが必要です。
- 農林畜産業への鳥獣被害の拡大が、就業意欲の低下につながっており、農林業離れを助長しています。
- 環境保全型・地域循環型の農業を推進しており、30 年以上前から有機農業に積極的に取り組んでいます。
- 優良な農林資源に恵まれていますが、６次産業化や産地・産品のブランド化（他産地等との差別化）の取り組みは十分に進んでおらず、将来を見据えた安定的な農林業・畜産経営に取り組んでいくことが必要です。
- 「山の都」の農林産物を活かした商品づくりにおいては、販売促進や販路拡大等の出口戦略を意識し、関係機関と連携して進めることが必要です。
- 農林業だけでなく、観光業や商業、地域住民と連携することで、農林資源の魅力にスポット（焦点）をあてたアクティビティ（活動・遊び）を提供し「山の都」の一体感を醸成する必要があります。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
圃場整備率	13.2%	⇒	14.8%
有害獣による農地、林地被害面積	38.2ha	⇒	19.1ha
有害獣による農産・林産物被害金額	16,148 千円	⇒	8,074 千円
林地間伐面積	594.0ha	⇒	700.0ha
安定的に供給できる農林産加工品数	－	⇒	10 品

（3）基本施策

基本施策１　農林業等の基盤強化

- 優良農地の維持、強化を図るとともに、農地環境の改善を支援します。
- 無農薬、減農薬栽培等の環境保全型農業を推進し、安心・安全な食品づくりを支援します。
- 畜産の経営体質を強化し、低コスト（低費用）で生産性の高い安定した畜産経営を推進します。
- 耕種農家と畜産農家の連携により、堆肥生産・活用の体制づくりを推進します。
- 継続的かつ計画的な森林の管理を支援します。
- 保育や間伐等による森林資源の健全な育成を支援します。
- 漁協との連携を図り、山女魚（ヤマメ）等の放流事業による、内水面漁業を振興します。

■主要事業

主要事業名	概要
農業基盤整備事業	農道舗装及び圃場整備の実施
日本型直接支払制度事業	農地の維持及び資源向上の実施
特殊農産物植栽事業	柚子、栗、梨、銀杏、ブルーベリー等の植栽(改･新)への助成
環境保全型農業推進事業	環境に配慮した食品づくりを支援することによる安心･安全な農産物の PR（宣伝）の強化
基礎牛購入助成事業	畜産経営の安定化のための優良繁殖牛の導入の推進
林業基盤整備事業	林道作業道や特用林産物施設の整備
森林整備事業	森林の間伐、造林、保育（下刈り）の実施

基本施策２　有害鳥獣対策

- 有害鳥獣に対処するため、計画的な防護柵の設置や有害鳥獣の捕獲により有害鳥獣による被害を防止します。
- 捕獲した有害鳥獣の肉等の利活用を推進します。

■主要事業

主要事業名	概要
有害鳥獣被害防止対策事業	電気柵･金網柵（ワイヤーメッシュ柵）設置費用、捕獲･駆除対策の助成や新規免許取得の支援
獣肉の利活用促進事業	有害獣として捕獲された獣肉の有効活用を促進するため鳥獣処理加工施設の整備

基本施策３　森林資源を活かした産業振興

- 公共施設への町産材の導入や住宅等への利用拡大、宣伝の強化を図ります。
- 関係事業者の商品開発等を支援し、森林資源のサイクル（循環）を目指します。
- 間伐材等の有効活用を促進します。

■主要事業

主要事業名	概要
竹資源利活用支援事業	筍園の整備や竹資源のブランド化（製造、製品化）に係る支援の実施

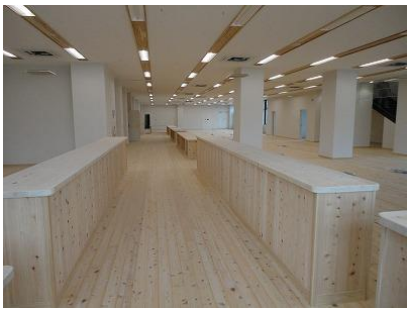

基本施策４　農林産物を活かした地域ブランド化・６次産業化の推進

- 有機農業や地元産材など、産地・産品のブランド化（他産地との差別化）を図り、農林水産物の高付加価値化を進めます。
- 農林業の６次産業化により農家の所得向上を図り、経営改善を推進します。
- JA、森林組合等の関係機関と連携し、地域での農林業サポート（補佐）体制を強化すると共に、「山の都」一体となった、販売促進、販路拡大、市場価値の向上を図ります。
- 地域との連携を強化し、農家民泊、農家レストランをはじめとしたグリーンツーリズム（地域の自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態）を推進します。

■主要事業

主要事業名	概要
農産物ブランド化推進事業	有機農産物のブランド化（他地域との差別化）と農産物の高付加価値化によるPR（宣伝）活動の強化
農産物６次化推進事業	加工グループやJA、商工会等との連携強化による加工品開発やPR（宣伝）活動の推進

（４）役割分担

住民	・ できるだけ環境に負荷をかけない農業を推進します。 ・ 有害鳥獣対策の情報を積極的に発信、収集します。 ・ 住宅を建てるときは、できるだけ町産材を使用します。 ・ 町内産の食材や製品を積極的に購入します。 ・ 町内産の食材の良さを町内外の人に口コミで宣伝します。
事業者･団体	・ 行政や地域と連携し、森林の持つ多目的機能を正しく伝え、住民の理解を促します。 ・ 有害鳥獣の捕獲技術を高め、計画的に駆除します。 ・ 間伐材の利用促進を図り、自然環境などに配慮した取り組みに努めます。 ・ 施設への木材使用を促進します。 ・ 農林業従事者と連携し、町産食材を活用した６次産業化に取り組みます。 ・ 町産食材や商品の情報発信や販路の拡大に努めます。
自治振興区	・ 地域一体となって計画的な有害鳥獣対策に取り組みます。 ・ 地域の魅力を活かしたグリーンツーリズムに地域全体で取り組みます。 ・ 地域の農村水産物を活かしたコミュニティビジネスについて検討します。

基本方針③　「山の都」の資源を活用した観光まちづくりの推進

訪れた人が、ありのままの自然や人、文化に触れ、おのずと応援者･愛好者となる「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 毎年 57 万人程度の観光客のうち日帰りの観光客が約９割を占めており、道の駅ネットワークや緑川流域、阿蘇地域との連携により来訪機会を増加させ、滞在時間をのばす取り組みを強化する必要があります。
- 山の魅力を観光資源の一部に加え平日でも行動が可能な世代への商品提供を行うことにより、祝日等に集中している宿泊客を平準化させることが必要です。
- 地域の産業として観光業を根付かせるため、九州脊梁山地を安心・安全に楽しむための施設整備や山岳ガイド（案内人）の育成に加え、住民や民間団体、企業等の人材育成や意識の醸成が必要です。
- 近年、豊かな地域資源や景観を活かしたフットパス（ありのままの自然を楽しみながら歩くことができる小径）やトレッキング（山歩き）等への取り組みが活発化しています。
- 農林業分野と連携し、「山の都」の魅力を充分に引き出した商品や体験観光メニューを開発することが必要です。
- 観光客を受け入れる複数の観光施設において老朽化が進んでいるため、効率的な修繕計画が求められています。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
観光入込客数（観光統計）	569,056 人	⇒	1,000,000 人
道の駅レジスターカウント数	309,970 人	⇒	500,000 人

（3）基本施策

基本施策１　観光の受入体制の強化

- 観光協会の体制強化を促し、観光のワンストップ（地域と外部をつなぐ）窓口、情報発信の一元化等の機能を明確にします。
- 観光振興をけん引する団体、企業等を育成し、観光客の受け入れ体制の強化を支援します。
- アウトドアメーカー（野外活動関連商品取り扱い事業者）等の民間企業と連携した宣伝、民間企業の主体的な取り組みを支援します。
- 海外からの誘客等を踏まえ、民間を含む広域的な観光連携を活かした事業展開を図ります。

■主要事業

主要事業名	概要
広域観光圏事業	阿蘇くじゅう観光圏を構成する市町村等との連携事業の実施
観光インフォメーション整備事業	町内及び広域観光圏全体の情報収集・発信の実施
インバウンド対策事業	アジアを主とする海外からの観光客の受入体制（接客、案内等のサービス）の整備

基本施策２　観光メニューづくりの推進

- 民間が行う滞在型の旅行商品開発を支援します。
- 地域に昔からある、ありのままの風景を楽しみながら歩く取り組み（フットパス）を支援すると共に、地域間の連携を強化します。
- 九州脊梁山地における登山の楽しみ方の提案を支援します。
- 地域資源を活かした新たな商品構成により、観光客の入り込みを増加させるとともに、滞在時間を延ばす山岳プランやフットパスを代表とする歩く旅などの商品開発を進め、宿泊者の増加につなげます。

■主要事業

主要事業名	概要
山の都ツーリズム推進事業	観光における「山の都」の総合的なプロデュースの実施
九州脊梁山地活用商品開発事業	九州脊梁山地の資源を活用したメニューづくりと安全対策の実施

基本施策３　観光施設の維持、強化

- 指定管理者等の民間活力により、観光施設の維持管理を図るとともに、観光施設の老朽化対策や、観光地にふさわしい景観整備を行います。
- 観光産業と農林業が相乗効果を得られる仕組みをつくり、民間による新たな商品開発や各物産館との連携など、ソフト面の取り組みの強化を支援します。

■主要事業

主要事業名	概要
山の都フェア事業	「山の都」の農林産物を用いた都市と農村、観光と農業の連携 PR（宣伝）の実施
管理者担い手･組織の育成事業	指定管理施設の効率化と利益率の上昇を図るための指導、育成等の実施

（4）役割分担

住民	・ 気持ちのいい挨拶など、観光客へのおもてなしの意識を高めます。 ・ 特技や知識を活かし、案内ガイド養成講座に参加するなど、観光客の受け入れに協力します。 ・ 地域の特性を活かしたサービスや商品開発に協力します。 ・ 清掃等を行い、観光地にふさわしい景観づくりを行います。
事業者･団体	・ 行政との連携の他、事業者・団体同士の連携を強化し、観光客の積極的な受け入れを行います。 ・ 町内において、産業としての観光業を確立します。 ・ 観光客に向けた、地域の資源を活かした観光メニューの提供及び情報発信を積極的に行います。 ・ 自由な発想で既存の観光施設を活用し魅力あるものにします。
自治振興区	・ 地域全体で、観光客の受け入れやおもてなしに積極的に協力します。 ・ 行政・団体と連携し、地域の資源を活かした観光メニューの開発を行います。

基本方針④　にぎわいのある「山の都」の形成

九州中央自動車道の開通により向上する接続性を活かし、商店街に人の流れを生み、地元客や観光客でにぎわう「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 商店街にある空き地･空き店舗等（公共、民間問わず）が有効に活用されていないため、助成事業等の支援施策の情報発信を強化することが必要です。
- 社会情勢の変化等により町内の商店街数及び従業員数は減少しており、後継者の育成も進んでいない状況です。
- 今後、高齢化の進行や商店の減少に伴い、買い物弱者が増加することが予想され、買い物支援の創出を望む声があります。
- 通潤橋や幣立神宮などを訪れる観光客を商店街に充分に誘客できていない状況です。
- 九州中央自動車道が開通することで、九州のへそに位置する「地の利」を活かし、来る場所・住む場所・働く場所としての魅力の向上が期待できます。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
事業所数（卸売業、小売業）	170 所	⇒	現状維持
従業者数（卸売業、小売業）	800 人	⇒	現状維持
年間販売（出荷）額	1,300 百万円	⇒	現状維持
店舗改修補助金活用事業者数	年間６件	⇒	年間７件

（3）基本施策

基本施策１　九州中央自動車道の整備に伴うまちづくり

- 九州中央自動車道の各インターチェンジからの導線とまちづくりに係る総合的な整備方針について、早急に関係団体との検討を行います。
- 観光及び商店街の拠点施設の整備、改修を行い、周辺の観光地を含めた「まちなか」の回遊性を確保します。
- 空き店舗の解消に向けた支援制度の充実を図ります。

■主要事業

主要事業名	概要
誘導看板設置事業	観光客等の回遊性を向上させるための市街地、観光施設における誘導看板の設置
道の駅魅力化事業	３ つの道の駅の特色を活かした観光客等の回遊性を向上させるための連携事業の実施
店舗改修助成助事業	商店街の店舗改修に対する助成の拡充

基本施策２　商店街のにぎわいづくり

- 商業者の経営能力向上、個店の魅力向上のための研修などを行い、意識改革、やる気の喚起を推進します。
- 「まち」歩きガイドの養成やフットパスとの連携など、まち歩きのしかけを行い、観光客を商店街に誘導する体制の構築を行います。
- 「山の都」のあらゆる食について、地産地消を前面に出し、「山の都」の食材の魅力を強力に発信します。
- 地域の買い物弱者対策の支援を行います。

■主要事業

主要事業名	概要
浜町商店街拠点施設整備事業	旧浜町会館跡地において、集客の拠点となる地域交流センターの整備
商店街回遊性向上対策事業	八朔祭大造り物小屋の建築及び新八代屋を活用するための整備事業の実施
おいしい食の店育成事業	地域の素材を活かした健康的な食を提供する店舗を増やすための支援の実施
歩行者にやさしい商店街づくり事業	まち歩きを楽しめるよう、商店街一体となっておもてなしの気持ちを醸成する環境の整備

基本施策３　起業支援、企業誘致

- 起業意欲のある人材へ向けた情報発信及び相談体制を構築します。
- 超高速情報通信環境の拡充や九州中央自動車道の早期開通等、働く場としての環境整備を推進します。
- 金融機関や商工会等の関係機関と連携した起業支援を推進します。
- 「山の都」の特性を活かした企業誘致を推進します。

■主要事業

主要事業名	概要
山の都起業支援事業	町内での起業において、国･県の総合支援と町の支援を組み合わせた事業の実施
企業誘致推進事業	「山の都」の特性を活かした企業の誘致やその支援の実施

（４）役割分担

住民	・ 商店街イベントへの参加や町内での商品購入を心がけます。
事業者･団体	・ 個店の魅力の向上に努め、商業の振興、商店街の活性化を図ります。 ・ 研修会などへ参加し、商店主及び従業員のモチベーションの向上を図ります。 ・ 行政と連携し、起業支援を推進します。
自治振興区	・ 観光資源としての遊休施設の活用に積極的に協力します。 ・ 行政と連携し、買い物弱者対策へ地域一体となって取り組みます。 ・ Ｕ・Ｉ・Ｊターン者を地域で歓迎します。

カクゴ③

「山の都」での暮らしを守る環境づくり

基本方針	基本施策
基本方針① 防災や安全対策の実現	（１）消防・防災・危機管理対応の強化
	（２）防犯・交通安全・消費者保護対応の強化
基本方針② 健康づくり体制及び医療体制の維持、強化	（１）健康づくり体制の強化
	（２）医療機能の維持
	（３）医師及び看護師の確保
基本方針③ 社会基盤整備の促進	（１）道路網･高速情報通信網･水道等の社会生活基盤整備
	（２）公共交通の確保･維持
	（３）ユニバーサルデザインの推進
基本方針④ 豊かな自然環境の保全、活用	（１）自然環境及び生活環境の保全
	（２）地球温暖化対策、循環型社会形成
	（３）自然エネルギーの活用

基本方針①　防災や安全対策の実現

防災や安全対策の意識を持ち、地域と行政が連携しながら安心･安全な「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 火災予防の啓発や地域ボランティアによる防犯意識の啓発の実施が、火災件数の減少や犯罪の起きないまちづくりに寄与しています。
- 町外への通勤者が多く、昼間に災害が発生した場合の消防団員の人手不足が不安視されています。
- 住民の防災意識の向上を図り、地域内における協力体制を構築することで災害時の相互扶助が期待できます。
- 全戸に設置された防災行政無線を適切に活用するために、日頃から住民への周知徹底を行うとともに、防災情報を確実に伝えるために、防災無線のデジタル化を含めたシステムの再構築が必要です。
- 子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、地域の子どもたちは地域で守るという見守り体制の意識強化が必要です。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
自主防災組織数	13 団体	⇒	28 団体
火災発生件数	11 件	⇒	0 件
消費者相談件数	52 件	⇒	45 件

（3）基本施策

基本施策１　消防・防災・危機管理対応の強化

- 消防団組織及び施設整備の見直し、自主防災組織の設置及び維持により、地域における防災体制を強化します。
- 山都町防災マップの更新を図り、常用することにより、防災意識の高揚を促し、合わせて、自然災害防止対策を確立します。
- 災害時の迅速な指示、対応ができる、防災行政無線の活用を踏まえた危機管理体制を強化します。

■主要事業

主要事業名	概要
消防団活動運営事業	消防団活動費、団員出動報酬費の助成及び備品の購入
自主防災組織補助事業	自主防災活動や防災資機材整備への助成
防災行政無線デジタル化事業	防災行政無線のデジタル化の推進

基本施策２　防犯・交通安全・消費者保護対応の強化

- 地域の防犯体制の強化や交通安全指導者の育成を図り、防犯･交通安全対策を強化します。
- 消費者相談窓口の充実を図り、消費者保護対策を推進します。

■主要事業

主要事業名	概要
防犯対策支援事業	町防犯協会への支援等の実施
交通安全対策、支援事業	カーブミラーの配付、交通安全協会の支援、交通安全指導員への報酬支払い、交通災害共済事業等の実施

（４）役割分担

住民	・ 自分の命は自分で守るという自助の意識を高めます。 ・ 自主防災活動等に積極的に参加し、防災意識を高めます。 ・ 車や自転車等の運転マナーに気を付け、交通ルールを守ります。 ・ 消費生活に関して、必要な知識を取得し、情報収集を自発的に行います。
事業者･団体	・ 地域の防災活動へ積極的に参加・協力し、地域の自主防災力を高めます。 ・ 運転マナーに気を付け、安全運転を推進します。 ・ 消費者の安全及び消費者との取引において公正を確保します。
自治振興区	・ 身近にある災害危険個所等の地域の現状を把握し、地域住民全員で情報を共有します。 ・ 地域内の防災意識を高め、災害が発生した場合は相互扶助に努めます。 ・ 地域内で見守り体制を構築し、犯罪や事故防止に努めます。

基本方針②　健康づくり体制及び医療体制の維持、強化

生涯にわたり日々を健康に暮らし、安心して必要な医療が受けられる「山の都」を目指します。

（1）現況・課題

- 高齢化の進行に伴い、医療費の増加が見込まれるため、住民主体の健康づくりに積極的に取り組み、健康寿命を延ばすことで医療費の抑制につなげる必要があります。
- 健康づくり推進委員の活動や保健師・栄養士の指導により、特定健診の受診率は約 60%と高い状況ですが、更なる予防医療に取り組むことで重症化の予防を図っていく必要があります。
- 平成 24 年に開設された、包括医療センター「そよう病院」は、町内唯一の救急医療施設及び僻地医療拠点病院として機能しており、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「そよう病院」と関連機関とが連携し地域医療体制を強化する必要があります。
- 医師及び看護師の不足、特に、産婦人科医や小児科医の不足が若者層の町外への流出にもつながっているため、研修医制度などを活用し、医師の定着率を高めることが必要です。

（2）指標

指標名	現状値		目標値
特定健診受診率	59.9%	⇒	65.0%
特定保健指導実施率	57.3%	⇒	60.0%
町内病院医師数、看護師数	医師：23 人 看護師：194 人	⇒	現状維持

（3）基本施策

基本施策１　健康づくり体制の強化

- 地域それぞれの支え合いの中で地域が主体となった生きがいと健康づくりを推進します。
- 健康づくり推進員、保健師や栄養士等が連携し、保健指導･相談体制の充実を図り、生活習慣病予防･介護予防施策を推進します。
- 健診受診及び保健指導の徹底による、疾病（生活習慣病）の重症化予防を推進します。
- 心の健康づくりを支援（メンタルヘルスケア）する環境整備を行います。

■主要事業

主要事業名	概要
予防接種事業	疾病の重症化予防のための各種予防接種の実施
健康増進事業	疾病の重症化予防のための集団検診･ドック検診、健康教育講演会等の実施

基本施策２　医療機能の維持

- へき地医療拠点病院として地域医療を牽引する「そよう病院」の維持、強化及び地域包括医療センターとしての保健、福祉、介護分野との連携を図ります。
- 適正医療及び地域医療の推進を行います。

■主要事業

主要事業名	概要
へき地医療連携強化事業	施設･機関間の連携を強化するための関係施設及び各医療機関との情報共有の推進

基本施策３　医師及び看護師の確保

- 町医師会との連携により医療体制を強化します。
- 地域医療従事者への支援措置等により、医師及び看護師不足への対応を行います。

■主要事業

主要事業名	概要
在宅当番医制度事業	住民のための在宅当番･緊急医療情報提供実施委託事業の実施

（４）役割分担

住民	・ 自分や家族の健康に関心を持ち、自分でできる健康づくりから取り組みます。 ・ 地域における健康づくり活動に参加し、健康維持に努めます。 ・ １年に１回は健診等を受診し、病気の早期発見、重症化予防に努めます。 ・ 子どもの病気等で不安な症状があれば、身内、知人や小児救急電話相談等に相談し知恵を借ります。
事業者･団体	・ 行政と連携し、町民の健康づくりを支援します。 ・ 職場において、心と体の病気に対する理解を深めます。 ・ 医療機関と連携し、保健、福祉、介護分野の推進を図ります。
自治振興区	・ 地域内の様々な機関・団体と連携し、健康づくりに関する取り組みを行います。 ・ 病気や病院について気軽に相談し合える地域づくりを行います。

基本方針③　社会基盤整備の促進

まちの根幹を支え、生活において必要な社会基盤が整備された「山の都」を目指します。

（1）現況・課題

- 地籍調査対象面積 429.95k ㎡のうち 4 割程度が実施済みです。土地所有者の高齢化等により境界を知る現地の精通者が減少し、円滑な境界確認が困難となる恐れがあるため、調査の早期完了を目指すことが必要です。
- 九州中央自動車道の開通に合わせ、住民の利便性を高める幹線及び支線の道路交通網の整備が求められています。
- 集落内には、緊急車両が入らない道路や離合ができない狭隘道路も多く残っており、道路拡幅等が求められています。
- 高度経済成長期に整備された橋梁及びトンネル等の道路施設の老朽化とそれらの破損による第 3 者被害が懸念されています。
- 道路や公共施設等の整備にあたっては、全ての人が使いやすいデザイン（ユニバーサルデザイン）の推進や「山の都」の景観への配慮が必要です。
- 水道の未普及地が存在し、町内全域において安全で良質な飲料水の確保ができていないため、早期の水道整備が求められているとともに、既設水道管においても老朽化が進み、漏水が増加傾向であるため、水道配水管の更新整備が必要です。
- 平成 20 年から開始した山都ふれあいバスの運行により、交通弱者等の移動手段を確保していますが、今後、利用者の減少や燃料の変動を踏まえ、山都ふれあいバスを含めた公共交通を運行効率の高い体制となるよう、随時見直す必要があります。

（2）指標

指標名	現状値		目標値
地籍調査の進捗率	42.0%	⇒	72.0%
町道の改良率	41.1%	⇒	42.0%
道路構造物の長寿命化対応率	3.5%	⇒	62.0%
水道の普及率	74.0%	⇒	80.0%
浄化槽の整備率	37.3%	⇒	43.0%
コミュニティバス利用者数	39,937 人	⇒	35,000 人

（3）基本施策

基本施策１　道路網・高速情報通信網・水道等の社会生活基盤整備

- 土地取引、まちづくり、災害復旧の迅速化や課税の適正化･公平化等の基本情報となる、地籍調査の早期完了を目指します。
- 地籍調査の成果は適切に維持管理し、土地取引やまちづくり及び災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化に役立てるために正確なデータを利用者に提供します。
- 九州中央自動車道の早期全線開通の推進を図ります。
- 幹線及び支線の交通網について、住民にとって真に必要な道路網となるよう計画的な道路の整備を行います。
- 九州中央自動車道からの接続道路や主要幹線道路の沿道景観を保全します。
- 老朽化が進むトンネル、道路、橋梁等の土木構造物の点検、計画的な補修、更新、危険箇所の改善を行い、長寿命化の推進を図ります。
- 超高速情報通信環境の整備による、地域情報化の推進及び情報通信格差の是正を図ります。
- 町内のあらゆる場所で、様々な分野に応用できる無線通信環境の整備を推進します。
- 生活排水による河川水の水質汚濁防止のため、浄化槽の新たな設置と既存の単独浄化槽から合併浄化槽への転換を図り浄化槽管理の徹底を推進します。
- 良質な水を確保するための水道の安定供給、未普及地の解消、施設の老朽化への対応を行います。

■主要事業

主要事業名	概要
地籍調査事業	土地一筆毎の所有者、地番、地目、面積を明確にする調査の実施
九州中央自動車道建設促進事業	九州中央自動車道の建設を促進するための活動及び用地関係者との諸調整の実施
道路整備事業	幹線、支線及び集落内の町道の整備
橋梁点検、新設改良事業	橋梁の長寿命化修繕計画に基づく点検、改良等の実施
地域通信基盤整備事業	光回線等を用いた通信基盤の環境整備
水道未普及地解消事業	水道未普及地へ水道施設の整備
水道管更新事業	既存水道施設の老朽管の更新
簡易水道統合事業	上水道と簡易水道の統合に向けた準備作業の実施
簡易水道給水拡張認可事業	上水道と簡易水道の統合、未普及地整備に伴う認可申請の実施

基本施策２　公共交通の確保・維持

- 山都ふれあいバスを含めた全ての公共交通機関の役割を総合的に捉え、「山の都」に見合った公共交通を確立します。

■主要事業

主要事業名	概要
地方バス運行対策事業	本町と熊本市を結ぶ幹線バス路線の唯一の公共交通機関である路線バス事業者に対する運行支援の実施
町内完結型公共交通の維持及び見直し事業	山都ふれあいバスセンターやコミュニティバス運行の管理及びバス車両の更新、交通体系の見直しの実施

基本施策３　ユニバーサルデザインの推進

- 道路や公共施設の整備、改修においてユニバーサルデザイン化を推進します。
- 商店街のユニバーサルデザイン化を支援します。

■主要事業

主要事業名	概要
市街地整備事業	商店街等の下排水路等の整備

（4）役割分担

住民	・ 水源となる川をきれいに保つため、家庭からの排水に注意します。 ・ 移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用します。 ・ 誰もが不自由なく生活を送ることができる、ユニバーサルデザインという考え方への関心を高めます。
事業者･団体	・ 土木構造物の点検や補修、更新等を安全かつ計画的に進めます。 ・ 設備の維持管理を適切に行います。 ・ 行政や地域と連携し、適切な運行サービスを提供します。 ・ 店舗や施設等を新築・改修する場合は、ユニバーサルデザイン化を推進します。
自治振興区	・ 地域の助け合いの中でできる新たな生活交通の確保について、地域で考えていきます。

基本方針④　豊かな自然環境の保全、活用

環境に対する理解と関心を深め、豊かな自然環境を守るとともに、資源として有効に活用する「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 過疎化の進行に伴う荒廃地の増加や九州中央自動車道の開通に伴う乱開発及び無秩序な土地利用が懸念されています。
- 九州脊梁山地をはじめとした豊かな自然環境や緑川・五ヶ瀬川上流域に位置する豊かな水環境を保全することが求められています。
- 教育機関・行政・民間団体等が連携し、町内の豊かな自然環境を活用した自然観察会等の取り組みを進めていますが、この動きを住民全体へ広げ、更なる普及啓発に取り組みます。
- 美しいまちづくり推進員の巡視が、不法投棄の減少につながっており、今後も推進員の取り組みと併せて、環境問題に対する住民の意識の醸成・向上に努めることにより、循環型社会の形成を図ることが必要です。
- 焼却場の負担軽減のためにも、ごみ分別の徹底や家庭用生ごみ処理機の普及を図り、家庭から出るごみの量を縮減することが必要です。
- 町内には豊富な森林及び水資源がありますが、再生可能エネルギー源として充分に活用されていないため、住民・事業者の意識啓発を図ると共にエネルギーの地産地消を推進することが必要です。
- 原野や遊休地においては、メガソーラーを含む太陽光パネルの設置が進んでいますが、雄大な自然景観への配慮が求められています。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
１日１人当たりのごみの排出量	717.0g	⇒	603.0g
再生可能エネルギー電力自給率	183.61%	⇒	200.0%

（3）基本施策

基本施策１　自然環境及び生活環境の保全

- 適切かつ計画的な土地利用を推進することにより、山林、農地等の自然環境を保全します。
- 豊かな森林や水環境を保全し、そこに生息する生態系を保護します。
- 学校や地域における環境学習・教育を推進します。
- 大気汚染の注意喚起、早期周知を徹底します。

■主要事業

主要事業名	概要
河川水質調査事業	緑川、五ヶ瀬川流域 20 箇所の水質検査の実施

基本施策２　地球温暖化対策、循環型社会形成

- 美しいまちづくり推進員による巡視を継続し、不法投棄防止、ごみの分別等を徹底します。
- ごみの減量、分別収集する取り組みを強化、継続します。
- 省エネルギー生活の実践、家庭への太陽光･太陽熱設備の設置補助、自然に負荷をかけない生活様式の啓発を推進します。

■主要事業

主要事業名	概要
美しいまちづくり推進事業	各振興区の推進員の設置、推進員によるゴミ不法投棄防止等の巡回等の実施
資源ごみ集団回収事業	町が指定する資源ごみを分別基準に基づく集団回収活動を行う団体の支援の実施
し尿、塵芥処理等事業	し尿処理施設、塵芥処理施設の維持管理、廃棄物最終処分の委託及び火葬施設の維持管理の実施
最終処分場建設整備事業	環境影響評価の実施及び最終処分場の整備
太陽光、太陽熱システム設置助成事業	住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽熱利用システムの設置に係る費用の助成

基本施策３　自然エネルギーの活用

- 水力やバイオマス（動植物起源の有機資源）など、「山の都」の豊富な資源を用いて再生可能エネルギーとして活用する等、エネルギーの地産地消を実現します。
- 地域住民が自然エネルギーを身近に感じ体験し学ぶ機会の整備を図ります。

■主要事業

主要事業名	概要
山都町再生可能エネルギー活用事業	豊富な地域資源の有効活用（発電、熱利用等）を見出すための普及推進事業の実施

（４）役割分担

住民	・ 自然環境問題を身近なことと捉え、子どもと大人が一緒になり、環境学習に取り組みます。 ・ 家庭から出るごみの量を減らします。 ・ ルール通りごみの分別を行います。 ・ エネルギーの地産地消向けて、小水力やバイオマスなどの再生可能エネルギーについての関心を高めます。
事業者･団体	・ 行政や学校と連携し、地域資源を活かした環境学習・教育の取り組みを支援します。 ・ ごみの量を減らすとともに、ごみ等の適正な処理及び資源としての循環利用など、環境に配慮した取り組みを行います。 ・ 行政と連携し、自然エネルギーを学ぶ場を提供します。 ・ 専門家等を招聘し自然エネルギーの活用に関する助言等の情報提供を行います。
自治振興区	・ 地域一体となり荒廃地を抑制する取り組みを推進します。 ・ 地域全体で、環境活動や美化活動に取り組みます。

山都町役場

カクゴ④

「山の都」の個性が輝く地域づくり

基本方針	基本施策
基本方針① 住民主体の地域づくりの推進	（1）自治振興区による地域づくりの推進
	（2）地域づくり・まちづくり団体等の育成
基本方針② 定住の促進	（1）住環境整備
	（2）空き家対策
	（3）定住支援の仕組みづくり
基本方針③ 「山の都」で育まれた歴史･文化の保全	（1）身の回りに溢れる地域資源（文化財等含む）の再認識と活用
	（2）地域文化の維持・伝承
	（3）芸術文化の振興
基本方針④ 「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進	（1）自然・風土と調和した景観づくりの推進

基本方針①　住民主体の地域づくりの推進

地域住民が住民自治の理解を深め、住民一人ひとりが主体的に取り組み、地域の独自性を活かした「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 「地域でできることは地域自ら取り組む」という考えのもと、自治振興区制度を設け、「山の都」独自のまちづくりを進めていますが、自治振興区活動への若い世代の参加率が低くなっており、地域づくりの担い手の高齢化や担い手不足が課題となっています。
- 人口や高齢化率の違いなど自治振興区の状況、抱える課題は異なっているため、自治振興区の実情を踏まえた上で、町全体で一体となり地域づくりを進めていくことが必要です。
- 自治振興区毎に取り組み目標などを話し合った地域ビジョンを住民が主体となってまとめあげました[6]。
- 町内には、複数の地域づくり・まちづくり団体が存在しますが、お互いの取り組みへの関心は低く、また各々が接触する機会が無いことから、交流や連携は十分に進んでいません。
- 自治振興区の地域づくりが円滑に進むように、地域と地域づくり・まちづくり団体とをつなぐ中間支援組織の構築を目的とした「サポートセンター事業」に取り組んでいますが、さらに充実させることが必要です。
- 大矢野原演習場周辺地域の対策を、住民・関係機関が一体となって取り組んでいます。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
地域ビジョンに取り組む自治振興区数	10 区	⇒	28 区
サポートセンター取扱い件数	年間６件	⇒	年間 10 件

[6] 第２次山都町総合計画自治振興区版「やまとが輝く 28 の未来図」

（3）具体施策

基本施策１　自治振興区による地域づくりの推進

- 自治振興区を中心とした住民自治活動の一層の充実を図り、行政の枠を超える地域自治の確立を支援します。
- 「やまとが輝く２８の未来図」の継続した取り組みを支援します。
- 自治振興区の実情、課題を把握した上で、共通理解を深め、住民自治組織のさらなる高揚を図ります。

■主要事業

主要事業名	概要
自治振興システム運営支援事業	自治振興区の活動への助成及び独自事業に対しての助成

基本施策２　地域づくり・まちづくり団体等の育成

- サポートセンター事業の一層の充実を図り、地域づくり･まちづくり団体が行う地域の独自性を活かした自主的な活動や団体間の連携の場づくりを支援します。
- 地域づくりに係る活動拠点として未活用施設等の活用を検討します。
- 大矢野原演習場周辺地域について、住民が安心･安全に暮らせるよう支援します。

■主要事業

主要事業名	概要
婦人団体活動支援事業	町婦人会の活動に対する助成や各種行事等への支援の実施
老人クラブ活動支援事業	老人クラブの活動への助成
コミュニティ活動支援事業	地域コミュニティ活動への助成
集落支援員配置事業	地域の人手不足を補うための集落支援員の雇用
地域おこし協力隊配置事業	地域おこし活動を担い、地域の活性化を推進する都市部の人材の雇用、地域への配置
まちづくり支援事業	町内を主たる活動範囲とする団体のまちづくり活動事業･研修事業への助成
サポートセンター事業	地域への情報･資源提供や地域の人材育成･マネジメント･コーディネート･事務補助等の実施

（4）役割分担

住民	・ 自治振興区の行事に積極的に参加します。 ・ 地域づくり・まちづくり団体のイベント等に積極的に参加・協力します。
事業者･団体	・ 地域の人々から気軽に声を掛けられる関係を築き、相談があれば迅速な対応を心がけます。 ・ 活動の場として、町の未活用施設を積極的に活用します。 ・ 団体間の連携を強化し、それぞれの強みを活かした活動への発展を図ります。
自治振興区	・ 定期的に集い、地域の課題や解決策について話し合う場を設けます。 ・ 地域のイベント等において、町の未活動施設を積極的に活用します。 ・ 地域ビジョンを有効に活用して、地域づくりを行います。

やまとが輝く
28の未来図
みんなでつくる！山の都のものがたり
第2次山都町総合計画 自治振興区版

基本方針②　定住の促進

安心の暮らしを望み、居住地として選ばれる「山の都」を目指します。

（1）現況・課題

- 都市との近接性があるため、利便性の高い市街地に居住し、通勤する従業者が増加しています。
- 空き家数は増加傾向にありますが、所有者の意向などにより入居できる空き家は少ない状況であり、活用できる空き家に関しては、データベース化を図ると共に情報発信や改修等を進め有効に活用することが必要です。
- 移住・定住を促進するための「短期滞在施設」や「情報サイト」の整備を行ったことで、移住につながりが出始めており、短期滞在施設も入居待ちがでています。
- 移住定住（希望）者は、地域の情報に乏しいことから、様々な媒体により積極的に情報を提供するなど、熱意を持って移住定住の支援に取り組む個人や NPO 団体の支援など、移住定住（希望）者のサポート（支援）体制を充実させることが必要です。
- 平成 25 年度に実施した住民アンケート調査によると、住民の約 8 割が、「山の都」は住みよいと感じており、各種媒体を通して住民自ら地域の魅力を発信するとともに、町や集落が一体となり移住者を受け入れる体制を築くことが必要です。
- 公営住宅の多くが、耐用年数の経過と共に老朽化が進み、居住水準の低い住宅となっているため、住棟毎に建替え、改善、用途廃止等の活用手法を定めることが必要です。

（2）指標

指標名	現状値		目標値
若者定住用住宅建設軒数	―	⇒	10 軒
空き家の登録軒数	42 軒	⇒	63 軒
山都暮らし人交流サイトの閲覧数（回）、登録数（件）	閲覧数：65,950 回 登録数：20 件	⇒	165,000 回 50 件

（3）基本施策

基本施策１　住環境整備

- 「山の都」で暮らしたくなる魅力的な住環境を整備します。
- 基本的な生活が確保できる公営住宅を供給整備します。
- 住民が安心して生活できる場が確保できる相談･支援体制を整備します。

■主要事業

主要事業名	概要
公営住宅整備事業	町営住宅の整備

基本施策２　空き家対策

- 空き家情報の集積（データベース化）、空き家改修・活用への補助など、空き家対策のための仕組みを構築します。
- 区長･組長等の協力を得て、随時、地域の空き家情報を収集します。
- 空き家データベースへの登録や空き家へ入居しやすい地域の環境づくりを推進します。

■主要事業

主要事業名	概要
空き家改修･活用事業	町内の空き家の賃貸売買等の際に発生する改修費への助成
空き家情報整備･流動化推進事業	活用できる空き家情報を公開するための「空き家バンク」の創設

基本施策３　定住支援の仕組みづくり

- 定住支援員を配置し、親身になった相談体制を整え、移住定住を促す環境を整備します。
- インターネット上に公開している移住定住交流サイト「山都暮らし人交流サイト」を活用し、定住に関する多様な情報の発信を行います。
- 短期滞在施設を活用し、移住希望者が「山の都」での生活の準備ができる環境整備を行います。
- 結婚相談員を通じて、結婚に関する情報交換活動を推進し、町内の独身者に出会いの場を提供します。

■主要事業

主要事業名	概要
短期滞在施設事業	最大 1 年間利用できる「山の都」への移住のための準備、地域との交流を行うための施設の整備
移住定住情報発信事業	「山の町」で暮らすために必要な情報を収集し、随時発信する WEB サイト「山都暮らし人交流サイト」の積極的な活用
定住支援員配置事業	空き家の情報を収集し、移住者からの相談を受けるなど、移住者を支援する定住支援員の配置
後継者交流促進事業	You&You 活動（住民のうち幅広い年代の独身者を対象とした結婚支援交流活動）の実施

（４）役割分担

住民	・ 空き家を所有している場合は、家の売却や貸し出しを行うことで、可能な限り空き家にならないように所有する家の維持・管理に努めます。 ・ 移住定住者に声掛けを行い、地域に馴染みやすい環境づくりを行います。
事業者･団体	・ 行政と連携し、快適な住環境を整備します。 ・ 行政と連携し、優良な空き家を市場に流通させます。 ・ 情報発信手段として、「山都暮らし人交流サイト」を有効に活用します。
自治振興区	・ 住民同士が、気軽に相談し合える地域づくりを行います。 ・ 地域内の空き家情報の提供に協力します。 ・ 地域が一体となり、移住定住者の受け入れ体制を整えます。

基本方針③　「山の都」で育まれた歴史・文化の保全

「山の都」の固有の歴史･風土を大切にし、郷土への愛着を育む「山の都」づくりを目指します。

（１）現況・課題

- 貴重な歴史的・文化的な資源を豊富に有していますが、町指定文化財については適切な管理ができていないものも多いため、住民への普及・啓発や活用方法の検討、保護体制の再構築等を図ることが必要です。
- 通潤橋をはじめとする「山の都」のシンボル的な文化財に関して、保存・活用事業を展開し、町固有の歴史や風土を守っていくことが必要です。
- 人口減少、高齢化が進む中で、伝統芸能や伝統文化を保存・伝承する人材の確保が難しい状況です。
- NPO 法人等各種団体の活動により、芸術文化に触れる機会が創出され、地域文化の発展・振興に寄与しています。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
指定文化財の件数	108 件	⇒	108 件
山の都の知恵・技記録集登載件数	―		28 件
芸術文化事業への参加者数	1,888 人	⇒	2,850 人

（3）基本施策

基本施策１　身の回りに溢れる地域資源（文化財等含む）の再認識と活用

- 文化財の継続的な調査、保存管理、活用、普及啓発を行います。
- 町内に存在する全国的に見ても重要な遺跡の基礎調査を継続的に実施し、「山の都」の個性となりうる新たな価値を見いだし、住民への啓発に努め、「山の都」の魅力として発信します。
- 身の回りに溢れる新たな地域資源（文化財等含む）の発掘と活用を進めます。
- 地域の先達者への聞き書き等を通じ、地域の歴史を後世へ継承します。

■主要事業

主要事業名	概要
文化財保護事業	町内の文化財の調査、保存管理、活用、普及啓発の実施
通潤橋保存活用事業	重要文化財「通潤橋」の保存管理･活用･調査等の実施
重要遺跡確認緊急調査事業	町内に残る重要な遺跡の調査及び、再評価による価値付けの実施

基本施策２　地域文化の維持・伝承

- 各地域に現存する祭り等の年中行事や伝統芸能等の保存、継承を進めます。
- 祭りや伝統芸能を伝承していくために、後継者の育成を支援します。
- 全ての住民が地域の文化に触れ合える機会を確保します。

■主要事業

主要事業名	概要
伝統芸能保存会支援事業	町内にある文楽･神楽･棒踊り等の保存会への助成

基本施策３　芸術文化の振興

- 質の高い優れた芸術文化に直に触れる機会を提供し、豊かな感性を育成します。
- 町内の文化芸術関係団体や独自の活動者等との連携による、芸術文化事業の推進を行います。

■主要事業

主要事業名	概要
文化協会活動支援事業	町内の文化･芸術団体及び個人を含む地域文化の振興･発展のための活動への助成
映画上映事業	図書館ホール等での年間を通した有料映画の上映による芸術文化に触れる機会の提供
山都ふれあい･スクールコンサート講演事業	著名な音楽家等を招いたコンサートの実施

（４）役割分担

住民	・ 郷土の歴史や文化に関心を持ち、様々な歴史・文化に触れる機会を通して、親から子へ、子から孫へと語り継いでいきます。 ・ 地域に残る祭りや伝統芸能への関心を高め、行事等に積極的に参加します。 ・ 文化・芸術活動に積極的に触れ、自身の感性を磨きます。
事業者･団体	・ 文化・歴史資源の積極的な情報発信に努めます。 ・ 地域や行政と連携し、地域の文化に触れる機会の確保を支援します。 ・ 行政と連携し、住民が芸術文化に触れる機会を提供します。
自治振興区	・ 地域ぐるみで郷土の歴史・文化を守り、伝えていく取り組みを推進します。 ・ 地域に残る祭りや伝統芸能を地域の宝と捉え、保存、継承に積極的に取り組み、後継者の育成を行います。

基本方針④　「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進

歴史や自然の営みに配慮した、魅力ある景観があふれる「山の都」を目指します。

（1）現況・課題

- 人口減少や農林業の後継者不足により、里山や田園の適切な維持管理が難しくなり、今後、美しい自然景観が失われる恐れがあります。
- 住民は、これまでの歴史・文化の中で育くまれた「山の都」固有の景観を地域の魅力と感じており、景観を保全、活用、発信していくことが求められています。
- 馬見原商店街の統一された街並みや浜町商店街の街路により創出された景観が新たな地域の魅力となっています。

（2）指標

指標名	現状値		目標値
景観づくり審議会における審議案件数	―	⇒	年間 12 件

（3）基本施策

基本施策１　自然・風土と調和した景観づくりの推進

- 「山の都」特有の自然･風土により育まれた景観が、住民全体の心のよりどころとなるよう普及啓発を行い、自然との共生を維持します。
- 固有の景観の保全･活用を図り、その特性を活かした持続可能な地域づくりを推進します。
- 住民･行政･専門家が一体となり、景観と調和した公共事業を推進します。
- 景観行政団体としての成熟を図ります。
- 魅力ある景観を観光や「山の都」の宣伝等に積極的に活用し、その景観を阻害している要素の検証と対応を行います。
- 重要文化的景観「通潤用水と白糸台地の棚田景観」を「山の都」における景観づくりの典型例として、保全･活用を推進します。

■主要事業

主要事業名	概要
景観づくり事業	景観行政団体として、山都町景観づくり審議会を開催し、景観の保全・活用を推進
重要文化的景観保護推進事業	「通潤用水と白糸台地の棚田景観」の保全･活用･整備等の実施

（4）役割分担

住民	・ 身の回りの清掃活動に取り組むなど、身近な所から景観づくりに取り組みます。 ・ 景観の保全・維持活動や景観づくりの勉強会等に積極的に参加します。
事業者･団体	・ 景観を阻害しないまちなみの整備を推進します。 ・ 美しい景観を観光や「山の都」の魅力として積極的に宣伝します。
自治振興区	・ 地域全体で協力し、魅力ある景観づくりを行います。

カクゴ⑤

効果的な行財政運営

基本施策

基本方針①
行財政運営の効率化と具体的な財政支出の縮減、事務事業の評価･見直し

基本方針②
人事評価制度の導入、職員の意識変革

基本方針③
行政情報の適正な管理

基本方針④
住民参画、情報公開、広報・広聴の充実

基本方針①　行財政運営の効率化と具体的な財政支出の縮減、事務事業の評価・見直し

民間事業者との連携や広域連携により業務の外部委託等を進め、効率的な行財政運営を目指します。

（１）現況・課題

- 人口減少に伴う町職員の人員及び経費の削減が進む中で、体制の見直しと適切な人員配置が必要です。
- 町職員の削減を進めていく上では、民間事業者との連携により業務の委託や委譲を行うことにより、より質の高い住民サービスの提供と事務事業の見直しを図ることが必要です。
- 若者世代の流出等による少子高齢化が進む中、町の特徴を活かした地域づくりや人づくり、仕事の創出に戦略的に取り組むことが求められています。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
経常経費充当一般財源	6,788 百万円	⇒	6,170 百万円
事務事業評価件数及び見直し件数	―	⇒	町単独事業の全部

（3）基本施策

- 事務事業を評価し、社会情勢に配慮した事業規模となるよう適宜調整し、財政支出の縮減と合わせて、町債借入の抑制により将来負担の軽減を図ります。
- 将来的な行政運営を見越した体制の見直しや重点施策に絞った特徴ある人員配置、職員のマンパワーがなければ動かす事ができない部門の見直し、公営部門と民営化部門の事業の整理を行うなど、将来を見据えた上で、組織の再編に取り組みます。
- 新たな事務事業を実施する際は、目標、効果、達成年度等を明確に設定します。
- 消防、ごみ処理等における広域連携の維持を図ります。
- 町の特徴を活かした総合戦略等を策定し、「山の都」のまちづくりに積極的に取り組みます。

■主要事業

主要事業名	概要
事務事業評価事業	事業規模の適正化のための既存事務事業の見直し及び新規事業立ち上げの際の事前検証を実施
定員管理事業	効率的な人員配置を図るために「定員管理計画」に基づく職員の人員管理の実施
広域事務負担事業	熊本都市圏協議会等の広域で行っている事業への参画

（4）役割分担

住民	・ 行政運営に関心を持ち、適正な運営がされているかどうかを確認します。
事業者･団体	・ 行政が担っている業務を可能な範囲で引き受け、自由な発想により、より効果がある質の高いサービスを住民に提供します。
自治振興区	・ 効果的な行政運営について、地域で担うことができる仕事は何か、行政と共に考えます。

基本方針②　人事評価制度の導入、職員の意識変革

町職員が、「山の都」の職員としての誇りと高い意識を持ち、職員一人ひとりがいきいきと活躍できる人材育成を目指します。

（1）現況・課題

- 町職員一人ひとりの能力･資質を最大限に活かすことができる人員を配置する必要があります。
- 町職員が地域公務員としての意識を持つことができるよう、各種研修会等へ積極的に参加し、自己研鑽を積むことが必要です。

（2）指標

指標名	現状値		目標値
人事評価制度の導入	―	⇒	本格導入

（3）基本施策

- 人事評価制度の導入により職員の意識高揚を図り、地域公務員への意識の改革を推進します。
- 職員の潜在能力を開発し、効率的な人材配置を実現します。
- 地域あっての職員であることを常に自覚し、自発的に各種研修等を受講する等自己研鑽に努める事ができるよう、職員自身による自己啓発の機会を確保することにより、町職員の人材育成を図ります。
- 職員間において、情報伝達力の向上により相互理解度を高め、意識の集約を図るとともに、職員の心身的負担の軽減や健康増進を推進し、「山の都」を支える人材を育成します。

■主要事業

主要事業名	概要
職員研修事業	職員の能力を向上させるための各種研修事業の実施
人事評価制度事業	より良い行政につながる人事評価制度の構築及び活用

（4）役割分担

住民	・　町職員や行政の仕事に対し関心を持ちます。
事業者･団体	・　町職員と積極的に接します。
自治振興区	・　地域班員（町職員）と協力しながら、地域づくりを行います。

基本方針③　行政情報の適正な管理

行政情報の適正な管理を行うことで、迅速な情報の提供と情報の効果的な活用を行う「山の都」を目指します。

（１）現況・課題

- 行政が所有する様々な情報が分散して管理されており、住民への迅速な情報の提供や職員間での情報の共有ができていないので、情報が常に最新のものとなるよう、効率的な情報管理体制を新たに整備することが必要です。
- 公有施設の中には、遊休施設や空き部屋を有する施設があるため、施設の状況を把握した上で、利活用や取り壊し等を含め、資産を有効に活用していかなければなりません。
- 町全域における家屋について、相当の期間、全棟調査が実施されておらず、新築家屋や増築家屋の把握が十分できていないため、全棟調査を実施し、公平な課税を行うことが必要です。

（２）指標

指標名	現状値		目標値
公共施設延べ床面積	437,687㎡	⇒	438,798㎡

（3）基本施策

- 公有財産の一元管理やその状況の把握、管理方針の決定を行うとともに、不必要な財産の処分を検討し、遊休施設、空き部屋等については有効活用を推進します。
- 把握できていない新築家屋、増改築家屋及び滅失家屋を確実に把握することにより、課税の漏れ等をなくし、適性公平な課税を図ります。
- 行政が分散して持っている各種情報を統合して一元管理するため情報の集積を図り、行政情報の効果的な活用を推進します。
- 文書管理の統一化により、文書情報の総合管理を実現させると共に、電子化による各種手続きの簡素化を実現します。
- 住民情報の管理にあたり、マイナンバー制の導入を踏まえた情報防護対策の強化を図ります。
- 情報を整理する道具（ソフトウェア）の活用により、職員間の情報共有・伝達による相互理解を促進すると共に、不要な紙の使用を減らします。

■主要事業

主要事業名	概要
公共施設の適正な配置	今後の財政見通しに応じた、施設の総量縮減と維持管理･更新費用の平準化による公共施設の適正化の推進
町有林活用事業	町有林の適正な管理及び有効活用のための事業の実施
課税適正化事業	土地評価不動産鑑定の実施及び地籍調査結果の固定資産課税台帳への登録
山都町資産台帳システム構築事業	統合型 GIS 等の地理･施設情報、生活福祉情報、農林･観光情報などが複合的に連携した情報システムの構築
家屋全棟調査事業	町内の新築家屋及び増改築家屋の把握のための全棟調査の実施

（4）役割分担

住民	・ 行政が行う家屋調査等に積極的に協力します。
事業者･団体	・ 活動拠点として、公有施設を積極的に活用します。
自治振興区	・ 地域のコミュニティの場として、公有施設を積極的に活用します。

基本方針④　住民参画、情報公開、広報・広聴の充実

広報･情報発信を十分に行うことで、住民が自分たちの住む地域について関心を持ち、住民参画が盛んに行われる「山の都」を目指します。

（1）現況・課題

- 町政への関わり方として、選挙や町議会、各種行政委員会や懇談会等への参加に関心を持っている住民が多くなっています。
- 平成 25 年より自治振興区毎に「やまトーク（みんなの座談会）」を開催しており、住民の生の声を聞くと共に住民参画への意識の醸成を図っています。
- 総合計画は策定するだけでなく、適切に運用すると共に施策の進捗状況の把握や事業の見直しを適宜行うことが必要です。
- 紙や電子媒体などの様々な手段を駆使し、幅広い年代の人々に町政や地域づくりの状況などの「山の都」の情報を積極的に発信することが必要です。

（2）指標

指標名	現状値		目標値
やまトーク（みんなの座談会）の参加者数	772 人	⇒	1,000 人
町ホームページのアクセス数	年間 312,301 回	⇒	年間 500,000 回

（3）基本施策

- やまトーク（みんなの座談会）を継続して開催し、住民参画の機会を確保します。
- 町議会や各種行政委員会、審議会の活動を積極的に公開し、住民の町政に対する関心を高めます。
- 広報記事の充実を図ります。
- 各種情報発信媒体を活用した広報手段の確立を図ります。
- 山都町情報公開条例に基づく適切な情報公開を行います。

■主要事業

主要事業名	概要
広聴事業	住民の生の声を聞くと共に住民参画への意識の醸成を図るための「やまトーク（みんなの座談会）」の開催
総合計画調整事業	総合計画審議会の運営による総合計画の進捗管理の実施
広報事業	広報の作成及び町ホームページを用いた情報提供等の実施

（4）役割分担

住民	・ 行政から発信される情報に敏感になり、やまトークへの参加など、身近な所から町政に関心を持ちます。
事業者･団体	・ 行政から発信される情報に関心を持ち、その情報を諸活動に活かします。
自治振興区	・ 町の施策の内容について、地域で話をする機会を持ち、町政への関心を高めます。 ・ 常に地域の状況を把握し、行政との連携を図ります。

資料編

資料編

１．計画策定の経過

（１）第２次山都町総合計画

実施日･期間	実施内容	概要
平成 25 年６月 18 日	平成 25 年度 第１回審議会	○総合計画の策定に係る諮問 ○総合計画に関する基本事項等の説明
平成 25 年８月 26 日	トップヒアリング	町長、副町長及び教育長から町が抱える課題や今後の方針等に関する意見聴取
平成 25 年 10 月	町民アンケート	町内在住の 20 歳以上の住民の中から 2,000 名を無作為に抽出して実施
平成 25 年 12 月 20 日	平成 25 年度 第２回審議会	進捗状況の報告
平成 26 年２月	中高生アンケート	町内３中学校の１・２年生と矢部高校の１・２年生の全員を対象に実施
平成 26 年４月 28 日	平成 26 年度 第１回審議会	○アンケート結果の報告 ○条例案の説明 ○ヒアリングの予定等の説明・審議
平成 26 年７月８日 ～平成 26 年７月 18 日 （期間中４日間）	庁内ヒアリング	各課から現行施策の成果と課題及び今後、実施予定の施策について意見聴取
平成 26 年８月 30 日	平成 26 年度 第２回審議会	○基本構想骨子案の説明・審議 ○農業振興地域整備計画の変更の説明・審議
平成 26 年９月 30 日 ～平成 26 年 10 月８日 （期間中４日間）	団体ヒアリング	町内で活動する 14 団体から取り組み状況や課題、必要な支援、今後の山都町のあるべき姿等について意見聴取 （商工会、観光協会、JA 上益城、JA 阿蘇、緑川森林組合、阿蘇森林組合、県畜協城南支所矢部、南阿蘇畜協、社会福祉協議会、矢部高校、NPO 法人（11 団体中４団体が参加）、建設業協会上益城支部、肥後銀行浜町支店、熊本銀行浜町支店）
平成 26 年 12 月 24 日	平成 26 年度 第３回審議会	経過報告 総合計画素案の説明・審議
平成 27 年２月 27 日	平成 26 年度 第４回審議会	総合計画案の答申

（２）第２次山都町総合計画自治振興区版「やまとが輝く 28 の未来図」（地域ビジョン）

実施日･期間	実施内容	概要
平成 25 年９月 12 日	自治振興区 代表者会議	○総合計画の策定についての説明 ○地域ビジョンの取り組みについての説明 ○地域ビジョンワークショップの開催に係る支援を依頼
平成 25 年 10 月７日	職員研修会	地域ビジョンワークショップの開催に当たり、職員を対象にしたワークショップ開催及び進め方等の講義を実施
平成 25 年 11 月 27 日 ～平成 25 年 12 月 19 日	地域ビジョン ワークショップ 第１回目	テーマ:わが地域の性格を知ろう！ （2～3 自治振興区をまとめて開催） 計 11 回
平成 26 年１月８日 ～平成 26 年３月 14 日	地域ビジョン ワークショップ 第２回目	テーマ：目指す地域像とは！ （自治振興区毎に開催 （御岳振興会（里モン P）以外）） 計 27 回
平成 26 年２月６日 ～平成 26 年５月 15 日	地域ビジョン ワークショップ 第３回目	テーマ：初めの一歩を踏み出そう！ （自治振興区毎に開催） 計 28 回

2．総合計画審議会委員名簿

No.	氏名（敬称略）	所属	備考
1	梅田　　穣	JA 熊本中央会 会長	会長
2	山下　　泰雄	山都町観光協会 会長	副会長
3	中村 一喜男	山都町議会 議長	平成 25 年 11 月 1 日～
4	田辺　　成一	山都町商工会 会長	平成 26 年 6 月 3 日～
5	藤吉　　勇治	蘇陽南小学校 校長	
6	下田　　美鈴	山都町図書館 館長	
7	山本　　勝洋	山都町消防団 団長	
8	高畑　　博史	山都町地域青年協議会 会長	
9	澤村　　静子	子育て支援経験者	
10	村手　　隆	行政職経験者	
11	藤原　　秀樹	青年農業者	
12	草部　　清也	山都町商工会 副会長	
13	武元　　典雅	明星学園 園長	
14	後藤 美千代	民生児童委員	

３．第２次山都町総合計画案について（諮問）

山企 第 384 号
平成 25 年 6 月 18 日

山都町総合計画審議会
会長　中村 紘二　様

山都町長　工藤 秀一

第２次山都町総合計画案について（諮問）

このことについて、来年度（平成２６年度）末までに、第２次山都町総合計画案を調整しますので、貴審議会の意見を求めます。

4．第２次山都町総合計画案について（答申）

平成 27 年 2 月 27 日

山都町長　工藤 秀一　様

山都町総合計画審議会
会長　　梅 田　穣

第２次山都町総合計画案について（答申）

諮問のあった第２次山都町総合計画案については、下記のとおり答申します。

記

［答申内容］

１　総括

原案を適当と認める。

２　意見

1)将来像については、委員から出た意見及び提案を基に、抽出や組み合わせを行い、町長において決定されたい。

2)子ども子育てに関する記述について、さらなる充実を検討されたい。

第２次山都町総合計画

2015 年３月発行

発行　山都町

熊本県上益城郡山都町浜町６番地

TEL　0967-72-1111

本総合計画と併せて第 2 次山都町総合計画自治振興区版「やまとが輝く 28 の未来図」を 28 自治振興区のみなさまと一緒に作成しました。ぜひ、全ての自治振興区の未来図をご覧ください。

平成27年3月